

令和6年
公益社団法人日本介護福祉士会
定時総会

(ホームページ掲載版)

日時：令和6年5月25日(土)

13:00~16:00(予定)

公益社団法人日本介護福祉士会

目 次

1	審議事項	
第1号議案	令和5年度決算報告（案）及び監査報告に関する件……………	1
第2号議案	倫理綱領の解説に関する件……………	16
第3号議案	役員選任の件……………	23
2	報告事項	
報告事項1	令和5年度事業報告に関する件……………	27
報告事項2	令和6年度事業計画に関する件……………	61
報告事項3	令和6年度収支予算に関する件……………	70
報告事項4	令和6年能登半島地震に伴う避難所支援に関する件……………	75
報告事項5	「介護福祉士としての宣言」に関する件……………	78
報告事項6	日本介護学会の枠組みの見直しに関する件……………	81
報告事項7	懲戒規程の全体像に関する件……………	85
報告事項8	パートナー協定の締結に関する件……………	89
3	その他	

以上

第1号議案

令和5年度決算報告（案）及び監査報告に関する件

貸借対照表

令和6年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 預 金	119,798,003	111,955,065	7,842,938
未 収 金	797,950	843,410	△45,460
立 替 金	0	83,600	△83,600
仮 払 金	0	10,000	△10,000
前 払 費 用	782,651	1,360,932	△578,281
流 動 資 産 合 計	121,378,604	114,253,007	7,125,597
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	50,000,000	50,000,000	0
基 本 財 産 合 計	50,000,000	50,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
災 害 活 動 寄 付 金	0	1,888,831	△1,888,831
特 定 資 産 合 計	0	1,888,831	△1,888,831
(3) そ の 他 固 定 資 産			
建 物 附 属 設 備	3,537,356	3,882,755	△345,399
什 器 備 品	360,805	505,127	△144,322
電 話 加 入 権	164,440	164,440	0
ソ フ ト ウ ェ ア	32,287,843	27,277,049	5,010,794
保 証 金	4,255,200	4,255,200	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	40,605,644	36,084,571	4,521,073
固 定 資 産 合 計	90,605,644	87,973,402	2,632,242
資 産 合 計	211,984,248	202,226,409	9,757,839

貸借対照表

令和6年 3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	30,720,763	19,697,393	11,023,370
前受金	28,100	0	28,100
預り金	1,407,216	1,164,296	242,920
仮受金	0	49,640	△49,640
流動負債合計	32,156,079	20,911,329	11,244,750
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	32,156,079	20,911,329	11,244,750
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄附金	0	1,888,831	△1,888,831
指定正味財産合計	0	1,888,831	△1,888,831
(うち特定資産への充当額)	(0)	(1,888,831)	(△1,888,831)
2 一般正味財産	179,828,169	179,426,249	401,920
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	179,828,169	181,315,080	△1,486,911
負債及び正味財産合計	211,984,248	202,226,409	9,757,839

正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経 常 収 益			
(1) 基本財産運用益	1,000	1,000	0
① 基本財産受取利息	1,000	1,000	0
(2) 受 取 会 費	203,074,500	124,614,000	78,460,500
① 受 取 入 会 金	3,081,000	5,325,000	△ 2,244,000
② 受 取 年 会 費	198,673,500	118,089,000	80,584,500
③ 受 取 賛 助 会 費	1,300,000	1,200,000	100,000
④ 受 取 学 会 入 会 金	20,000	0	20,000
(3) 事 業 収 益	16,913,624	13,390,603	3,523,021
① 研 修 会 費 収 益	5,566,500	3,397,000	2,169,500
② 研 修 手 数 料 収 益	6,376,556	5,233,896	1,142,660
③ 協 賛 金 収 益	495,000	385,000	110,000
④ 購 読 料 収 益	39,600	49,500	△ 9,900
⑤ 手 数 料 収 益	3,292,000	3,948,500	△ 656,500
⑥ そ の 他 事 業 収 益	1,143,968	376,707	767,261
(4) 受 取 補 助 金 等	164,314,570	103,195,000	61,119,570
① 受 取 公 的 助 成 金	148,196,000	99,395,000	48,801,000
② そ の 他 助 成 金	16,118,570	3,800,000	12,318,570
(5) 受 取 寄 附 金	2,812,431	5,260,140	△ 2,447,709
① 受 取 寄 附 金	554,500	5,260,140	△ 4,705,640
② 受 取 寄 附 金 振 替	2,257,931	0	2,257,931
(6) 雑 収 益	239,221	379,384	△ 140,163
① 雑 収 益	237,980	377,790	△ 139,810
② 受 取 利 息	1,241	1,594	△ 353
経 常 収 益 計	387,355,346	246,840,127	140,515,219

正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
経 常 費 用			
(1) 事 業 費	318,905,532	248,056,049	70,849,483
① 研 修 費	12,981,568	14,286,425	△ 1,304,857
② 調 査 研 究 費	4,091,009	5,455,653	△ 1,364,644
③ 調 査 研 究 補 助 金	150,126,786	104,860,554	45,266,232
④ 広 報 費	49,860,582	35,307,829	14,552,753
⑤ 学 術 推 進 費	6,528,365	6,009,547	518,818
⑥ 専 門 部 会 費	1,245,606	1,091,304	154,302
⑦ そ の 他 事 業 費	287,243	385,619	△ 98,376
⑧ 災 害 対 策 事 業 費	18,890,334	660	18,889,674
⑨ 人 件 費 (役 員)	3,351,800	2,809,000	542,800
⑩ 人 件 費 (役 員 以 外)	51,656,847	56,735,748	△ 5,078,901
⑪ 事 務 所 費	7,472,094	9,226,249	△ 1,754,155
⑫ 事 務 費	5,446,172	8,270,715	△ 2,824,543
⑬ 助 成 事 業 費	1,847,774	777,520	1,070,254
⑭ 減 価 償 却 費	5,119,352	2,839,226	2,280,126
(2) 管 理 費	68,047,894	55,199,495	12,848,399
① 人 件 費 (役 員)	4,300,000	5,583,000	△ 1,283,000
② 人 件 費 (役 員 以 外)	34,536,714	14,183,937	20,352,777
③ 顧 問 料	3,128,840	3,106,840	22,000
④ 事 務 所 費	4,023,432	2,306,563	1,716,869
⑤ 事 務 費	2,932,545	2,067,679	864,866
⑥ 渉 外 費	842,490	976,538	△ 134,048
⑦ 租 税 公 課	552,600	249,600	303,000
⑧ 会 議 費	5,070,502	6,159,763	△ 1,089,261
⑨ 減 価 償 却 費	2,756,573	2,839,228	△ 82,655
⑩ 組 織 費	8,702,068	17,523,777	△ 8,821,709
⑪ 保 険 料	202,130	202,570	△ 440
⑫ 支 払 寄 付 金	1,000,000	0	1,000,000
経 常 費 用 計	386,953,426	303,255,544	83,697,882
当 期 経 常 増 減 額	401,920	△ 56,415,417	56,817,337

正味財産増減計算書

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	401,920	△ 56,415,417	56,817,337
一般正味財産期首残高	179,426,249	235,841,666	△ 56,415,417
一般正味財産期末残高	179,828,169	179,426,249	401,920
II 指定正味財産増減の部			
受 取 寄 附 金	369,100	6,000	363,100
一 般 財 産 へ 振 替	△ 2,257,931	0	△ 2,257,931
当期指定正味財産増減額	△ 1,888,831	6,000	△ 1,894,831
指定正味財産期首残高	1,888,831	1,882,831	6,000
指定正味財産期末残高	0	1,888,831	△ 1,888,831
III 正味財産期末残高	179,828,169	181,315,080	△ 1,486,911

正味財産増減計算書内訳表

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	公1	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
経 常 収 益				
(1) 基本財産運用益	1,000	0		1,000
① 基本財産受取利息	1,000	0		1,000
(2) 受取会費	131,998,425	71,076,075		203,074,500
① 受取入会金	2,002,650	1,078,350		3,081,000
② 受取年会費	129,137,775	69,535,725		198,673,500
③ 受取賛助会費	845,000	455,000		1,300,000
④ 受取学会入会金	13,000	7,000		20,000
(3) 事業収益	16,913,624	0		16,913,624
① 研修会費収益	5,566,500	0		5,566,500
② 研修手数料収益	6,376,556	0		6,376,556
③ 協賛金収益	495,000	0		495,000
④ 購読料収益	39,600	0		39,600
⑤ 手数料収益	3,292,000	0		3,292,000
⑥ その他事業収益	1,143,968	0		1,143,968
(4) 受取補助金等	164,314,570	0		164,314,570
① 受取公的助成金	148,196,000	0		148,196,000
② その他助成金	16,118,570	0		16,118,570
(4) 受取寄付金	2,812,431	0		2,812,431
① 受取寄付金	554,500	0		554,500
② 受取寄附金振替	2,257,931	0		2,257,931
(6) 雑収益	239,221	0		239,221
① 雑収益	237,980	0		237,980
② 受取利息	1,241	0		1,241
経常収益計	316,279,271	71,076,075		387,355,346

正味財産増減計算書内訳表

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	公1	法人会計	内部取引消去	合 計
経 常 費 用				
(1) 事 業 費	318,905,532	0		318,905,532
① 研 修 費	12,981,568	0		12,981,568
② 調 査 研 究 費	4,091,009	0		4,091,009
③ 調 査 研 究 補 助 金	150,126,786	0		150,126,786
④ 広 報 費	49,860,582	0		49,860,582
⑤ 学 術 推 進 費	6,528,365	0		6,528,365
⑥ 専 門 部 会 費	1,245,606	0		1,245,606
⑦ そ の 他 事 業 費	287,243	0		287,243
⑧ 災 害 対 策 事 業 費	18,890,334	0		18,890,334
⑨ 人 件 費 (役 員)	3,351,800	0		3,351,800
⑩ 人 件 費 (役 員 以 外)	51,656,847	0		51,656,847
⑪ 事 務 所 費	7,472,094	0		7,472,094
⑫ 事 務 費	5,446,172	0		5,446,172
⑬ 助 成 事 業 費	1,847,774	0		1,847,774
⑮ 減 価 償 却 費	5,119,352	0		5,119,352
(2) 管 理 費	0	68,047,894		68,047,894
① 人 件 費 (役 員)	0	4,300,000		4,300,000
② 人 件 費 (役 員 以 外)	0	34,536,714		34,536,714
③ 顧 問 料	0	3,128,840		3,128,840
④ 事 務 所 費	0	4,023,432		4,023,432
⑤ 事 務 費	0	2,932,545		2,932,545
⑥ 渉 外 費	0	842,490		842,490
⑦ 租 税 公 課	0	552,600		552,600
⑧ 会 議 費	0	5,070,502		5,070,502
⑨ 減 価 償 却 費	0	2,756,573		2,756,573
⑩ 組 織 費	0	8,702,068		8,702,068
⑪ 保 険 料	0	202,130		202,130
⑭ 支 払 寄 付 金	0	1,000,000		1,000,000
経 常 費 用 計	318,905,532	68,047,894		386,953,426
当 期 経 常 増 減 額	△ 2,626,261	3,028,181		401,920

正味財産増減計算書内訳表

令和5年 4月 1日 から
令和6年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	公1	法人会計	内部取引消去	合 計
2. 経常外増減の部				
(1) 経 常 外 収 益				
経 常 外 収 益 計	0	0		0
(2) 経 常 外 費 用				
経 常 外 費 用 計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 2,626,261	3,028,181		401,920
一般正味財産期首残高	-	-		179,426,249
一般正味財産期末残高	-	-		179,828,169
II 指定正味財産増減の部				
受 取 寄 附 金	369,100	0		369,100
一 般 財 産 へ 振 替	△ 2,257,931	0		△ 2,257,931
当期指定正味財産増減額	△ 1,888,831	0		△ 1,888,831
指定正味財産期首残高	-	-		1,888,831
指定正味財産期末残高	-	-		0
III 正味財産期末残高	-	-		179,828,169

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

建物附属設備、什器備品、ソフトウェア …… 定額法による減価償却を実施している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
小 計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
災害活動寄付金	1,888,831	369,100	2,257,931	0
小 計	1,888,831	369,100	2,257,931	0
合 計	51,888,831	369,100	2,257,931	50,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(0)	(50,000,000)	(0)
小 計	50,000,000	(0)	(50,000,000)	(0)
特定資産				
災害活動寄付金	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	50,000,000	(0)	(50,000,000)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	5,103,003	1,565,647	3,537,356
什器備品	2,530,930	2,170,125	360,805
ソフトウェア	45,195,700	12,907,857	32,287,843
合 計	52,829,633	16,643,629	36,186,004

財務諸表に対する注記

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
令和5年度公益法人が行う公益事業への助成金	(一財)日本宝くじ協会	0	12,318,570	12,318,570	0	-
介護の日にちなんだ国民に向けた介護の魅力発信プロジェクト企画の実施	(公財)社会福祉振興・試験センター	0	800,000	800,000	0	-
介護福祉士リーダー養成・研修等事業	(公財)社会福祉振興・試験センター	0	3,000,000	3,000,000	0	-
補助金						
令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	厚生労働省	0	5,000,000	5,000,000	0	-
令和5年度老人保健事業推進費等補助金	厚生労働省	0	16,200,000	16,200,000	0	-
令和5年度介護の日本語学習支援等事業	厚生労働省	0	126,996,000	126,996,000	0	-
合 計		0	164,314,570	164,314,570	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	2,257,931
合 計	2,257,931

7. 退職給付関係

退職給付制度として、中小企業退職金共済制度を採用している。

附属明細書

附属明細書の記載事項である

1. 基本財産及び特定資産の明細は、「財務諸表に対する注記」に記載しているため、内容の記載を省略している。

なお、「財務諸表に対する注記」の記載箇所は、以下のとおりである。

- ・「基本財産及び特定資産の明細」については、「財務諸表に対する注記 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載している。

2. 引当金の明細は、該当なし

財産目録
令和6年3月31日現在

(単位：円)

科目	場所・数量	使用目的等	金額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	手許有高		34,253
	普通預金 みずほ銀行・新橋支店	運転資金として	91,252,123
	普通預金 三菱UFJ銀行・虎ノ門支店	運転資金として	8,767,858
	通常貯金 ゆうちょ銀行	運転資金として	880,568
	郵便振替 ゆうちょ銀行	運転資金として	18,843,201
	郵便振替 ゆうちょ銀行	運転資金として	20,000
		現金預金計	119,798,003
未収金	3月分会費	公益目的事業に関する未収金	100,800
	国試模試代	公益目的事業に関する未収金	207,500
	実習指導者講習会手数料	公益目的事業に関する未収金	180,000
	介護福祉士基本研修テキスト代	公益目的事業に関する未収金	121,550
	実践現場のための専門誌「介護福祉士」	公益目的事業に関する未収金	89,100
	日本介護福祉士会ニュース広告掲載	公益目的事業に関する未収金	55,000
	サービス提供責任者	公益目的事業に関する未収金	37,200
	修了証再発行(実習指導者)	公益目的事業に関する未収金	3,500
	R4年度ニュース年間購読料	公益目的事業に関する未収金	3,300
		未収金計	797,950
前払費用	封筒代金	公益目的事業及び管理目的の業務に関する前払費用	404,251
	銀座ユニーク㈱	公益目的事業及び管理目的の業務に関する前払費用	246,400
	TOMA税理士法人他	管理目的の業務に関する前払費用	132,000
		前払費用計	782,651
		流動資産合計	121,378,604
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	みずほ銀行・新橋支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	30,000,000
	三菱UFJ銀行・虎ノ門支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	20,000,000
		定期預金計	50,000,000
		基本財産合計	50,000,000
(2) その他固定資産			
建物附属設備	事務所パーティション、電源・空調設備等	共用財産であり、65%を公益目的事業の用に、35%を管理目的の業務に供している。	3,537,356
什器備品	ノートパソコン等	共用財産であり、65%は公益目的保有財産として事業の用に供し、35%は管理運営の用に供している。	360,805
電話加入権	5回線	共用財産であり、65%は公益目的保有財産として事業の用に供し、35%は管理運営の用に供している。	164,440
ソフトウェア	会員管理システム	共用財産であり、65%は公益目的保有財産として事業の用に供し、35%は管理運営の用に供している。	32,287,843
保証金	事務所保証金	共用財産であり、65%を公益目的事業の用に、35%を管理目的の業務に供している。	4,255,200
		その他固定資産合計	40,605,644
		固定資産合計	90,605,644
		資産合計	211,984,248

財産目録
令和6年3月31日現在

(単位：円)

科目	場所・数量	使用目的等	金額
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	(株)太陽美術	公益目的事業に関する未払金	13,208,734
	アイムクリエイト	公益目的事業に関する未払金	2,425,340
	日本コンベンションサービス(株)	公益目的事業に関する未払金	2,332,572
	社会保険料	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	1,707,012
	諸謝金	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	1,502,695
	(株)デジタルナレッジ	公益目的事業に関する未払金	1,493,140
	役員報酬・交通費等立替金	公益目的事業に関する未払金	1,324,240
	JCBカード	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	759,296
	令和5年度未払消費税等	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	552,600
	能登半島地震1.5次避難所支援ボランティア旅費	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	4,683,468
	その他	公益目的事業及び管理目的の業務に関する未払金	731,666
		未払金計	30,720,763
前受金	令和6年度会費	公益目的事業及び管理目的の業務に関する前受金	28,100
		前受金計	28,100
預り金	源泉所得税	公益目的事業及び管理目的の業務に関する預り金	583,116
	住民税	公益目的事業及び管理目的の業務に関する預り金	281,300
	都道府県介護福祉士会預り会費	公益目的事業及び管理目的の業務に関する預り金	356,500
	未処理預り金	公益目的事業及び管理目的の業務に関する預り金	186,300
		預り金計	1,407,216
		流動負債合計	32,156,079
		負債合計	32,156,079
		正味財産	179,828,169

令和6年5月1日

監査報告書

公益社団法人日本介護福祉士会
会長 及川 ゆりこ 様

公益社団法人日本介護福祉士会

監事 大田 京子 
監事 森 孝義 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第2号議案

倫理綱領の解説に関する件

倫理綱領の解説に関する件

昨年度、日本介護福祉士会では、倫理委員会が中心となり、倫理綱領の解説をとりまとめました。今後、日本介護福祉士会として、全国の都道府県介護福祉士会と連携し、本解説を周知・活用することについて、本代議員総会でご承認をお願いします。

(解説の作成経緯)

日本介護福祉士会倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）は、介護福祉士が目指すべき専門性と職業倫理を明文化したものとして、1995年（平成7年）に宣言されました。

また、日本介護福祉士会 倫理基準（行動規範）（以下「倫理基準」という。）は、介護福祉士が、倫理綱領に基づく実践を行うための具体的な行動の指針として作成されました。

倫理綱領の宣言から間もなく30年を迎えようとしています。介護、介護福祉を取り巻く環境や社会・経済の状況、人々のニーズなどは、宣言当時と大きく変化しています。職能団体には、倫理綱領や倫理基準がそうした変化に十分適応し得る内容になっているか検討する責務があります。また、介護福祉士の倫理観の醸成と向上に資するため、倫理綱領や倫理基準の理解の促進に関する方策を検討することを通じ、倫理綱領や倫理基準の在り方を省みることが不可欠だと考えています。

今般、運営サポーターアンケートや全国都道府県介護福祉士会会長会議などの機会を通じて、倫理綱領や倫理基準の内容に対する理解や、内容についての意見を伺いながら、日本介護福祉士会倫理委員会では検討を重ねて参りました。

検討の結果として、倫理綱領や倫理基準は、介護福祉士の専門職としての基盤とするべき職業倫理を定めたものであり、行動の指針であることには変わらないことを確認するに至りました。他方で、介護や介護福祉を取り巻く状況等の変化、理念や価値観を言語化することの難しさなどによって、倫理綱領や倫理基準に分かりにくさを感じられている状況に対する取組の重要性を認識したところです。

このような背景から、日本介護福祉士会倫理委員会では、介護福祉士の倫理観の醸成と向上に資するため、倫理綱領や倫理基準の理解の促進を図る方策として、倫理綱領の解説（案）を作成しました。

(検討経過)

2022年度（令和4年度）

- ・ 倫理綱領の現状を把握することを目的に、介護福祉士有資格者として、①会員がどのくらい倫理綱領を認識しているか、②倫理綱領が実践とどのように結びついているかを確認することを目的とした、運営サポーターアンケートを実施
 - 「介護福祉士が専門職として質の高い介護を実践するためには、高い倫理観が必要となるが、倫理綱領をどのように活用することが望ましいのかについて、倫理綱領の意義を再確認したうえで、会員に周知することが必要」との総括（※総括引用部分の誤字等チェックすること）
- ・ 運営サポーターアンケートの結果を踏まえ、都道府県会を対象としたアンケートを実施
- ・ 倫理委員会として、これらアンケートで指摘された事項を踏まえた倫理綱領の改定の妥当性等についても課題として捉え、見直しの方向性を検討

2023年度（令和5年度）

- ・ 6月期都道府県介護福祉士会会長会議において、見直しのたたき台を基に、倫理綱領を改定すること等についての意見交換を実施
 - ・ 12月期都道府県会介護福祉士会会長会議において、解説（案）へのご意見伺い
 - ・ HPにて会員を対象に、解説（案）についてのご意見募集（R5.12.22-R6.1.25）
 - ・ 都道府県会への周知依頼、代議員、運サポへのメール、メルマガでの案内等
 - ・ 3月期都道府県介護福祉士会会長会議において、ご意見を踏まえた解説（案）のご報告
- 以上

前文

綱領	解説
<p>私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。</p> <p>そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。</p>	<p>○ 介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定される、介護にかかる一定の知識や技術を習得している介護福祉の専門職です。</p> <p>介護福祉士は、専門的知識や技術を持つ専門職であるため、職業倫理に基づく行動が強く求められています。</p> <p>倫理基準(行動規範)は、介護福祉士が社会に対する責任を全うするために、倫理綱領に基づく具体的な行動の価値判断の基準を示すものです。</p> <p>この倫理綱領、倫理基準(行動規範)は、高齢者福祉の分野、障害者福祉の分野、児童福祉の分野、医療の分野、その他様々な分野で活動するすべての介護福祉士を対象としています。</p> <p>前文は、介護福祉士が目指す社会のあり様と、介護福祉士の在り方としての基本的な姿勢を表しています。</p> <p>○ 人は誰でも、人生の過程において、介護福祉ニーズを有する可能性があります。そうしたときでも、基本的な人権(人権)を享有する個人として、尊厳ある日常生活・社会生活が営めることが望まれます。</p> <p>○ 多様な生活の場がありますが、地域の中で、地域社会の一員として、安全に、安心して暮らし続けられるよう、その人が望む生活・心豊かな暮らしを支えることが、私たち介護福祉士に求められる大切な使命です。</p> <p>○ 介護福祉士は、こうした理念と使命の下、介護福祉ニーズを有する人たちが安心して、歳を重ねること、暮らし続けていくことのできる社会の実現に向けて、専門職として真摯に最善の介護福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>○ 心豊かな暮らしとは、決まった定義やあり様があるものではなく、例えば、安全・安心・安楽、どこで誰とどのように暮らしていくか、一日の過ごし方や将来の在り方、趣味や嗜好、生きがいなどといった様々なものの組合せによってかたちづくられるものであり、一人ひとり異なるものです。具体的なイメージが掴めている場合もあれば、そうではない場合もあります。その人にとっての心豊かな暮らしとは何か、その人自身と向き合い、利用者本位の立場から支援をしていくことを通じて、模索し、実現していくことに介護福祉の価値があります。</p> <p>○ ここでいう「介護福祉サービス」は、制度に位置付けられたものだけに限らず、制度に位置付けられていない取組や業務以外で行われる自主的な地域での取組など、介護福祉士として提供するすべての取組を表現しています。</p>
<p>行動規範</p>	

1 利用者本位、自立支援

綱領	解説
<p>1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。</p>	<p>○ 介護福祉士は、人種、信条、性別、社会的身分、心身の状況や経済状況など、どのような理由であっても差別的な言動や不平等な取扱いを行うことはせず、介護福祉ニーズを有する人(ここでは「利用者」と表現します。)はもちろん、すべての人の基本的人権(人権)を最大限に尊重し、擁護します。</p> <p>介護福祉士は、すべての人をかけがえのない存在として尊重するとともに、様々な事情により介護福祉ニーズを有している人々が、心豊かに暮らし続けられるように介護福祉サービスを提供します。その際、「今、このとき」の支援にとどまらず、最後まで心豊かな暮らしを送れるように、時間経過の視点も踏まえます。</p> <p>○ 自分で自分のことを決めること(自律)、自分で自分のことを行うこと(自立)は、大切な権利の一つです。</p> <p>ここでは、「自立」の範囲に「自律」も含めて「自立」と表現しています。ただし、ここでいう「自立」は、利用者の心身の状況や利用者を取り巻く環境等により、他者の支援を受けたり社会資源を活用したりすることによる自立も包含して捉えています。</p> <p>介護福祉士は、利用者の心身の状況や利用者が置かれている状況をよく把握し、利用者が有している意思や能力に応じて、理解や判断、意思表示がしやすくなるように情報提供などにおいて配慮するとともに、利用者がその権利を十分に行使できるよう、自立に向けた支援を行います。</p> <p>あわせて、身体的自立、精神的自立、経済的自立、社会的自立など自立には複数の面があることを認識し、根拠に基づいて意図的に、自立に向けた支援を行います。</p> <p>利用者は、すべてを知りたいことを望むのではなく知らないことを希望したり、他者に判断を委ねたりすることもあります。また、自己決定に基づく判断や行動が、利用者自身に不利益をもたらしたり他者の権利を侵害したりすることもあります。介護福祉士は、このような意思や選択も尊重するとともに、不利益や権利侵害を回避するための調整や工夫を行い、利用者本位の立場から利用者にとって最良の支援を志向します。</p> <p>○ また、介護福祉士自身の価値観と利用者の価値観が一致しないこともありますが、介護福祉士は、その違いを認めたくて利用者自身の価値観を尊重します。</p>
<p>行動規範</p> <p>1. 介護福祉士は、利用者はいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切に、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう介護福祉サービスを提供します。</p> <p>2. 介護福祉士は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。</p> <p>3. 介護福祉士は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。</p> <p>4. 介護福祉士は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。</p>	

2 専門的サービスの提供

綱領	解説
2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもつて専門的サービスの提供に努めます。 また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士が提供する取組として介護福祉サービスがありますが、この取組は、介護福祉士の専門性をもって提供されるものであることから、ここでは「専門的サービス」と表現しています。 ○ 介護福祉士は、利用者の生活の質の維持・向上、心豊かな暮らしの実現・継続のために、個別の状況やニーズに応じて、専門的サービスの提供を行います。 介護福祉や保健医療福祉等に関する知識・技術は日々進展し、社会・経済状況や生活課題も変化しているため、人々や社会のニーズも複雑化・多様化・高度化しています。 こうしたニーズに対応していけるように、利用者自身や利用者の生活を理解するために、豊かな感性を養うとともに、専門的知識・技術を深化させるために研修や研究などを通じて研鑽を積み重ねることが必要です。 介護福祉士が、より質の高い介護を提供するために、職能団体が行う研修やあらゆる研修の機会の活用、情報収集などにより積極的に研鑽を積み重ね、専門的知識・技術の向上に努めることは、専門職としての責務です（「資質向上の責務」が社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています）。 ○ 介護福祉士が提供する介護には絶対的な正解はありませんが、自らの提供した介護を振り返り、より良い介護の提供に努めることが介護福祉士に課された役割であり、そのように続けることが、自らの提供した介護や介護福祉サービスについて専門職として責任を持つということです。 振り返れば、一層、より良い介護の提供ができたのではないかと悩むこともありますが、それでも、どうしたらより良い介護を提供できるか模索し続ける姿勢が介護福祉士に求められていることを自覚することが大切です。 ○ また、利用者等からの評価を真摯に受けとめ、自己点検を行うことや自己の能力を的確に把握すること、研究者だけでなく実践者も介護福祉に関する研究に取り組むことで理論知と実践知を融合させ、新たな知見を創出していくことなども、より良い介護の提供や質の向上に資するものと考えられます。 ○ 対人援助職である介護福祉士は、介護や介護福祉サービスの提供に当たって、感情の統制や緊張などによる心身への負荷などが少なくありません。介護福祉士が、専門職としての役割と責任を果たせるよう、専門的サービスを提供し続けられるよう、自身の心身の健康を守ることも不可欠です。
行動規範	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士は、利用者の生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。 2. 介護福祉士は、常に専門職であることを自覚し、質の高い介護を提供するために向上心を持ち、専門的知識・技術の研鑽に励みます。 3. 介護福祉士は、利用者を一人の生活者として受けとめ、豊かな感性を以て全面的に理解し、受容し、専門職として支援します。 4. 介護福祉士は、より良い介護を提供するために振り返り、質の向上に努めます。 5. 介護福祉士は、自らの提供した介護について専門職として責任を負います。 6. 介護福祉士は、専門的サービスを提供するにあたり、自身の健康管理に努めます。 	

3 プライバシーの保護

綱領	解説
3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に対して、プライバシーが大切なものであること、守られるものであることを伝えるなど、プライバシーの権利を認識できるような働きかけを行っていくことも、プライバシーを保護することに通じる大切な働きかけです。 ○ 介護福祉士は、利用者のプライバシーに関わる個人の情報や秘密を知り得る立場にあります。利用者の氏名や生年月日、顔写真などのほか、利用者の心身の状況や生活歴、家族関係や家庭環境、経済状況といった通常であれば秘密にすることや私生活に関することなどがその対象として想定されます。 介護福祉士が保護するプライバシー、守るべき個人の情報は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に規定される「個人情報」や、利用者の基本情報を記録した「フェイスシート」などの範囲にとどまるものではなく、利用者が秘密にしたいと思っていることなども含まれ、プライバシーの保護においても利用者本位の視点を持つことが重要です。 ○ 介護福祉士は、介護福祉士という専門職に対する信頼を基にして、利用者や家族から情報提供を受けたり、介護福祉サービスの提供等に際してプライバシーに関わる個人の情報や秘密に触れる機会があります。 介護福祉士は、プライバシーに関わる個人の情報や秘密の重要性を認識し、情報の収集や使用は必要な範囲にとどめるとともに、個人情報を使用する際に必要となる同意についても、利用者や家族に理解できるように説明し、形式的な同意とならないようにすることが必要です。 ○ 業務上知り得た利用者の秘密を守ること（「秘密保持義務」）は、利用者の権利擁護のためだけでなく、利用者やその家族等との信頼関係を損ねない（「信用失墜行為の禁止」）ためにも重要であり、これらは、社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています。業務中はもちろん、実践の場から離れた後、日本介護福祉士会を退会したあとも秘密保持義務は続き、プライバシーの保護をし続けなければならないことを自覚することが必要です。 そのため、個人情報の取扱いには細心の注意を払い、日頃の個人情報の使用時だけでなく、記録の保管や廃棄についても、責任を持って向き合う責務があります。
行動規範	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。 2. 介護福祉士は、利用者の個人情報を収集または使用する場合は、その都度利用者の同意を得ます。 3. 介護福祉士は、利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その義務は生涯にわたって続きます。 4. 介護福祉士は、記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。 	

4 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力

綱領	解説
4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の心身の状況等に応じて、利用者の生活の質の維持・向上、心豊かな暮らしの実現・継続のためには、領域を超え、制度に位置付けられたサービスだけでなく、社会資源の活用など、様々なサービスを組み合わせ、総合的に提供することが必要です。 ○ 最適なサービスを総合的に提供するためには、介護福祉士だけでなく、保健医療福祉などの関連する他の専門職や専門機関、地域住民等の関係者と積極的に連携し、協力した取組とすることが求められます。こうした取組の積み重ねは地域社会の福祉向上へもつながっていきます。 ○ 利用者を中心とした目指すべき支援の方向性は共通のものですが、それぞれの立場で、専門性や着眼点、目標に向けてのアプローチ方法等は異なります。介護福祉士は、その人が望む生活・心豊かな暮らしを支えることを志向する専門職として、利用者との相互作用の中で介護や介護福祉サービスを提供する立場から、他職種や他機関等と連携・協働することを通じ、利用者にとって、より最適で総合的なサービスの提供のために行動します。
行動規範	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士は、利用者の生活を支えることに対して最善を尽くすことを共通の価値として、他の介護福祉士及び保健医療福祉関係者と協働します。 2. 介護福祉士は、利用者や地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、より質の高いサービスを提供するよう努めます。 3. 介護福祉士は、他職種との円滑な連携を図るために、情報を共有します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者を中心とした目指すべき支援の方向性は共通のものですが、それぞれの立場で、専門性や着眼点、目標に向けてのアプローチ方法等は異なります。介護福祉士は、その人が望む生活・心豊かな暮らしを支えることを志向する専門職として、利用者との相互作用の中で介護や介護福祉サービスを提供する立場から、他職種や他機関等と連携・協働することを通じ、利用者にとって、より最適で総合的なサービスの提供のために行動します。 ○ そのためにも、介護福祉士は、自らの専門性だけでなく、他の専門職等の専門性や役割などの理解を深めることが必要であり、プライバシーの保護に留意したうえで適切な情報共有を行うことが必要です。 ○ なお、より最適なサービスを総合的に提供するためには、それぞれが専門性を発揮しながら、相互に創意・工夫・努力を行って連携・協働すること、円滑な連携・協働のために、日頃から関係構築に努めることが求められます（「連携」が社会福祉士及び介護福祉士法においても規定されています）。

5 利用者ニーズの代弁

綱領	解説
5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士は、利用者が基本的人権（人権）を享有する個人として、尊厳ある日常生活・社会生活が営めるよう、利用者の権利を擁護し、その権利の行使を支援します。 ○ 介護福祉士が行う権利擁護のための働きかけとして、利用者本位や自立支援の観点から利用者が主体的に意思等を表明・表出できるように支援することや、利用者自ら権利侵害の状況を克服していく力を獲得できるように支援することが挙げられます。
行動規範	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、ニーズを代弁していきます。 2. 介護福祉士は、社会にみられる不正義の改善と利用者の問題解決のために、利用者や他の専門職と連携し、専門的な視点と効果的な方法により社会に働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ このほか、利用者の権利を擁護するため、権利侵害の状況の解決のために、利用者に代わって意見等を表明・表出する「代弁」の役割・機能があります。 ○ 介護福祉士は、利用者が表明・表出した主訴や要望（デマンド）を受けとめ、真摯に向き合います。主訴や要望（デマンド）がニーズであることもありますが、利用者は、心身の状況や社会的立場の弱さなどにより意思の表明・表出や福祉サービスの利用等の手続きを行うことに困難を伴う場合があるため、表明・表出されていないニーズや利用者が自覚していないニーズがあることも意識する必要があります。真のニーズとは何かを考え、気づき、受けとめる感性や姿勢を持つことが、専門職として欠かせません。 ○ 主訴や要望（デマンド）のように表明・表出されたものも含め、心情や感情などの内面、身体的な状態や生活の状況などを勘案し、今求められていること、長期的な視点から求められていることを整理し、介護福祉サービスの提供過程を通じて利用者の意思や選好を推定するなど、利用者の立場に立って、ニーズを代弁していくことも介護福祉士の役割です。 ○ 介護福祉士は、社会に存在する不正義の改善や、利用者の権利侵害の状況の解決、権利擁護のために、状況に応じて、他の専門職をはじめ、関係者・関係機関と協力して働きかけます。

6 地域福祉の推進

綱領	解説
<p>6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。</p>	<p>○ 利用者やその家族にとって、介護とは、介護が必要な状態に直面してはじめて向き合うものであることが少なくありません。また、利用者のニーズは複雑化・多様化・高度化しており、深く悩んでいることもあります。地域において、介護に関連する社会資源等は、必ずしも十分に備えられているとは限らず、情報が行き届いていないこともあります。</p> <p>そうした現状と利用者の望む生活・心豊かな暮らしとの間のギャップ、つまり、社会全体には制度・政策上の問題・課題が存在するほか、地域に目を向ければ、社会資源の不足や家族の介護負担、生活や将来設計への不安などが問題・課題として生じていることから、各地域に存在する向き合うべき、解決すべき問題・課題を、ここでは「地域において生じる介護問題」と表現しています。</p>
<p>行動規範</p> <p>1. 介護福祉士は、地域の社会資源を把握し、利用者がより多くの選択肢の中から支援内容を選ぶことができるよう努力し、新たな社会資源の開発に努めます。</p> <p>2. 介護福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会施策や福祉計画の影響を認識し、地域住民と連携し、地域福祉の推進に積極的に参加します。</p> <p>3. 介護福祉士は、利用者ニーズを満たすために、係わる地域の介護力の増進に努めます。</p>	<p>○ 地域において生じる介護問題を解決していくために、介護福祉士には、課題意識を持って介護福祉サービスの提供を行うことが求められます。</p> <p>介護福祉サービスの提供に当たっては、制度に位置付けられたサービスだけではなく、地域の社会資源の把握や支援、開発などが、利用者に最適なサービスを総合的に提供するうえで欠かせないことであるとともに、そうしたことの積み重ねが地域の介護力の強化に寄与します。</p> <p>○ 介護福祉士が、専門職として介護福祉の知識・技術の普及を図ることは、地域の自助・共助の力を育むことに通じ、地域の介護力の強化に寄与します。</p> <p>取組の例として、地域のコミュニティにおけるリーダーシップの発揮、社会資源の開発と活用、地域の介護福祉ニーズの評価、地域へのエンパワメントと教育、地域のイベントやネットワークづくりなどにおいて、積極的に活動することなどが挙げられます。</p> <p>○ 社会施策や福祉計画は、国、都道府県や市町村などといった地域における今後の介護福祉や地域福祉の方向性や内容、サービスの量などに関わりがあります。</p> <p>地域の介護力が強化されることは、今、地域で暮らす介護福祉ニーズを有する人を支えることでもあり、また将来にわたって、人々が、地域で安心して暮らし続けられるようにすることでもあります。</p> <p>介護福祉士には、利用者を含む地域で暮らす人々、地域で働く人々、地域を取り巻く人々や関係する組織、制度・政策等に、日頃から積極的に関心を持って接することにより、地域福祉の推進に努める姿勢が求められます。</p>

7 後継者の育成

綱領	解説
<p>7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。</p>	<p>○ 介護福祉サービスに限らず、質の高い介護の提供を将来にわたって保障するためには、介護福祉士が個人として専門的知識・技術の向上に励むことはもちろん、介護福祉士自身が獲得した専門的知識・技術や経験を活かして、将来を担う後継者の育成に努めることも責務です。</p> <p>○ 介護福祉の専門的知識・技術を継承していくに当たっては、自己研鑽と同様に社会・経済状況の変化に対する理解や、進展していく介護福祉や関係領域の知見も取り入れ、介護福祉士の教育水準を高めていくことが必要です。</p>
<p>行動規範</p> <p>1. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の向上に励み、次世代を担う後進の人材の良き手本となり公正で誠実な態度で育成に努めます。</p> <p>2. 介護福祉士は、職場のマネジメント能力も担い、より良い職場環境作りに努め、働きがいの向上に努めます。</p>	<p>○ 介護福祉士には、介護職チームのリーダーとしての役割が求められています。身近な後継者育成として、後進の人材の良き手本としての態度で臨むとともに、職場の人間関係や教育体制の環境整備など、職場でのマネジメント能力の発揮が期待されています。</p>

あとがき

綱領	解説
行動規範	<p>○ 日本介護福祉士会倫理綱領(以下「倫理綱領」という。)、日本介護福祉士会 倫理基準(行動規範)(以下「倫理基準」という。)は、介護福祉士が目指すべき在り方や、介護福祉士としての職業倫理を表しています。</p> <p>したがって、改めて倫理綱領や倫理基準(行動規範)に向き合えば、介護福祉の専門職としてどのように職務や取組、実践に臨むか、自らの立ち位置を確認することができる内容であることも読み取れるものだと思います。</p> <p>○ 日本介護福祉士会では、介護福祉士の専門性を「利用者の生活をより良い方向へ変化させるために、根拠に基づいた介護の実践と共に、環境を整備できること」と定義し、以下の3項目で整理しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護過程の展開による根拠に基づいた介護実践 ② 指導・育成 ③ 環境の整備、多職種連携 <p>このうち、「介護過程の展開」については、倫理綱領及び倫理基準だけでなく、解説においても明示的には触れていません。ただ、これらに向き合っていたら、「介護過程の展開」についても、明記はされていないものの、その考え方などが記述されていることに気が付けるのではないのでしょうか。</p> <p>○ 介護福祉士としての日々の職務や取組、実践は、より良い介護のための試行錯誤と葛藤の連続です。迷ったときには、倫理綱領や倫理基準に向き合うことによって、私たち介護福祉士にとって大切なこと、目指すべきものは何か...、介護福祉の専門職としての自らの立ち位置を確認する中で気が付くこともあるでしょう。</p> <p>何度も読み返して、自らがどのように職務や取組、実践に臨むかを見つめ直し、倫理綱領や倫理基準への理解を深め、介護の質を向上させ続ける営みが、一人ひとりの介護福祉士に根付いていくことを願っています。</p> <p>○ 倫理綱領や倫理基準を読み解き、理解する上で、この解説が一助となれば幸いです。</p> <p>○ また、時代とともに、社会・経済状況や生活課題のあり様、介護福祉士に対する社会的要請が変化していくこと、介護福祉に関連する知識・技術が進展していくことが想定されます。</p> <p>本解説については、介護福祉士が目指すべき在り方や介護福祉士としての職業倫理を伝えていく上で時代に即したものとなるよう、定期的に見直しが行われることが望まれます。</p>

第3号議案

役員選任の件

令和6年度改選公益社団法人日本介護福祉士会 役職候補者名簿

役職	氏名	現 職	所属都道府県
内部理事	浅野 幸子	公益社団法人大阪介護福祉士会 会長	大阪府
	今村 文典	社会福祉法人立志福祉会輝祥苑 総合施設長	熊本県
	及川 ゆりこ	株式会社かいごラボ 代表取締役	静岡県
	柏本 英子	らふ Laugh 株式会社らふケアプランセンター 取締役	京都府
	黒木 翔一郎	社会福祉法人嘉永会 業務執行理事	福岡県
	酒井 賢一	株式会社そよかぜ 専務取締役	北海道
	舟田 伸司	黒部市介護老人保健施設カリエール 介護係長	富山県
	森 久紀	志村フロイデグループ介護部 部長	茨城県
	吉岡 俊昭	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校介護福祉士学科 学科長	広島県
招聘理事	石田 路子	名古屋学芸大学看護学部 教授	
	諏訪 徹	認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会 委員	
	原口 恭彦	東京経済大学経営学部 教授	
監事	安達 眞理子	Human Support Believe 代表	兵庫県
	森 孝義	税理士法人アークネット 公認会計士	

(敬称略、構成別 50 音順)

招聘理事候補者

■原口 恭彦（はらぐち やすひこ）

東京経済大学経営学部教授

学習院大学経済学部経営学科卒業。神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了。神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了。株式会社関電工での勤務、日本学術振興会特別研究員、広島大学大学院社会科学研究所教授等を経て、現職。

○ 研究分野

経営管理／キャリア開発／介護・社会福祉 マネジメント

○ 関連事項

- ・厚生労働省各種調査研究事業検討委員会委員
- ・全老健人材対策委員会委員 など

■石田 路子（いしだ みちこ）

名古屋学芸大学看護学部客員教授

奈良女子大学大学院人間文化研究科複合領域科学博士後期課程修了。城西国際大学福祉総合学部副学部長、理学療法学科教授を経て現職。

○ 専門分野

社会保障制度（特に医療・介護分野）及び社会福祉制度（特に高齢者・障害者分野）

○ 関連事項

- ・NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
- ・社会保障審議会介護制度部会委員
- ・社会保障審議会介護保険給付費分科会委員
- ・外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会委員 など

■諏訪 徹（すわ とおる）

日本大学 文理学部 社会福祉学科 教授

全国社会福祉協議会、厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官を経て現職。

○ 研究テーマ

地域福祉/福祉マネジメント/福祉政策

○ 関連事項

- ・認定介護福祉士認証・認定機構理事
- ・介護職員基礎研修、介護福祉士ファーストステップ研修等の検討作業を担当
- ・認定介護福祉士の仕組みの構築メンバー
- ・認定介護福祉士養成研修講師（地域におけるプログラムの開発、介護サービスの特性と求められるリーダーシップほか）

監事候補者

■安達 眞理子

Human Support Believe 代表

兵庫県介護福祉士会常務理事

一般社団法人兵庫県介護福祉士会会長、公益社団法人日本介護福祉士会常任理事（平成 30 年度から令和 3 年度（2 期 4 年）を経て現職

■森 孝義

税理士法人アークネット

公認会計士

都内銀行勤務を経て 2004 年 4 月に公認会計士登録。あずさ監査法人、大和証券グループ傘下の投資会社で各々 4 年勤務。監査法人では会計監査や金融サービス関連業務を提供し、投資会社では経営コンサルティング機能を活用した投資事業（プライベート・エクイティ投資）に従事。2009 年 7 月より税理士法人アークネットに参画。平成 28 年度より公益社団法人日本介護福祉士会・招聘監事を務める。

以上

報告事項 1

令和5年度事業報告に関する件

令和5年度事業報告

I 法人の概況（令和6年3月末日時点）

1 設立年月日

平成12年6月26日（任意団体設立：平成6年2月12日）

2 定款に定める目的

本会は、介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立、介護福祉に関する専門的教育及び研究の推進並びに介護に関する知識の普及を図り、介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 定款に定める事業内容

- (1) 介護福祉士の職業倫理並びに専門的知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護福祉士教育機関その他関係団体との連携及び協力に関する事業
- (4) 介護福祉の普及啓発に関する事業
- (5) 介護福祉士の相互福祉に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

4 所管官庁に関する事項

内閣府大臣官房公益法人行政担当室（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

5 会員の状況

種類	当 期		前期比増減	
正 会 員 (※)	36,323 名		330 名減	
	内 訳	年会費入金者数	35,324 名	455 名減
		年会費未納者数	999 名	125 名増
賛助会員	12 団体		2 団体増	
名誉会員	—		—	

※ 令和5年度年会費を納付して退会手続をした者を除く

6 主たる事務所の状況

事務所：東京都文京区後楽1丁目1番13号 小野水道橋ビル5階

7 役員等に関する事項（資料1）

8 職員に関する事項

職 員 数		前期末比増減
男子	7 名	—
女子	6 名	2 名増
合計	13 名	2 名増

※ 他に有期労働契約職員3名

II 事業の状況

1 各種研修会の開催

(1) 日本介護福祉士会会員等が広く参加する研修

① 全国大会・日本介護学会の開催

令和5年度は日本介護福祉士会が茨城県介護福祉士会との連携のもと、介護福祉士等の研究意欲を高めるとともに、介護福祉の実践場面での知識・技術の向上を図るため、4年ぶりの完全対面で開催した。

テーマ	開催日	開催場所	参加登録者
介護新時代のMAKUAKEを いばらきから ～ 感じる 考える 気づく つな がる ～	R 5. 11. 11(土) ・ 12 (日)	水戸市民会館	780名超

完全対面での開催を踏まえ、WEBを活用した参加者アンケートでも好評を得ることができた。

(2) 総合的なキャリアパスを目的とする研修

① 生涯研修体系の軸となる研修の推進

ア 介護福祉士基本研修

介護職チームの中核として、根拠に基づく質の高い介護福祉の実践ができる介護福祉士を育成するため、介護福祉士資格取得後の実務経験2年未満の者を対象とした当該研修を、全国の都道府県介護福祉士会で開催できるよう、研修開催のための当該研修の運営マニュアルの共有を図るとともに、研修テキストや講師マニュアルを提供した。

その結果、38の都道府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに509名が当該研修を修了した。

イ ファーストステップ研修

小規模の介護職チームのマネジメントや、初任者等の指導ができる介護福祉士を育成するため、介護福祉士資格取得後の実務経験2・3年程度の者を対象とした当該研修を、全国の都道府県介護福祉士会で開催できるよう、当該研修の事務運営マニュアルの共有を行うとともに、当該研修修了者の質の担保を図るため、修了課題の査読を行い、修了証の交付を行った。

その結果、34の都道府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに210名を超える方が当該研修を修了した。

② 認定介護福祉士の仕組みの推進

小規模な介護職チームのリーダーを取りまとめるリーダーとして、マネジメントや地域における機関間連携の促進等を行うことができる介護福祉士を育成するための本研修を推進するため、研修の実施を検討している介護福祉士会に対して、認定介護福祉士認証・認定機構への科目認証申請手続等に係る相談支援などを行った。

また、当該研修を実施するための準備方法等に係る勉強会を開催したほか、当該研修の開催に関心のある都道府県介護福祉士会等を対象とした個別の対応をするなどした。

さらに、質の担保されている認定介護福祉士をより多く輩出するための具体的な方策等に係る検討を進めるとともに、オンラインによる研修実施基準の共有、研修の認証申請様式の見直しを行った。

その結果、10 道府県介護福祉士会において当該研修が実施された。

また、認定介護福祉士養成研修のすべての科目を修了した 39 名が、新たに認定介護福祉士として登録された。

③ 生涯研修体系に位置づく研修の講師養成研修の実施

全国の都道府県介護福祉士会で研修講師を務めるリーダーを育成することを目的として、介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修等の講師養成研修を実施した。

その結果、都道府県介護福祉士会において、今後、研修講師を担うことが想定される人材の養成を行った。

開催年月日	開催方法	修了人数
前期講師養成特別講座		
R 5.9.4(月)、17(日)、18(月)	オンライン及び直接集合(山口県・KDDI 維新ホール)	18 名
R 5.10.18(水)、26(木)、29(日)	オンライン	23 名
サービス提供責任者研修講師養成		
R 5.12.17(日)、23(土)、24(日)	オンライン	10 名
介護福祉士基本研修講師養成		
R 6.1.12(金)、16(火)、26(金)	オンライン	22 名
ファーストステップ研修講師養成		
R 6.2.16(金)、23(金)、24(土)	オンライン	16 名

④ その他

ア デジタル・テクノロジー基本研修

介護業界で課題となっている介護現場における生産性向上を推進する中核人材の育成の重要性に鑑み、厚生労働省の助成金を受託し、デジタル・テクノロジー基本研修プログラムの開発を行ったうえで、試行的に全国的に研修を展開した。

その際、効果的な研修の方法を検証するため、受講者の自職場の状況による受講対象の設定(介護ロボット・ICT 導入等が模索中(3日間) / 着手済み(2日間))と、授業方法の設定(全日程オンライン / 一部の日程が対面)の組み合わせによってコースを分けたうえで、受講者の伴走的支援を行うサブ講師を配置するなどの工夫をした。

行政機関や関係団体等を通しての募集活動を行うなどし、計 754 名の受講申込みがあり、440 名が研修を修了した。

コース	開催日程	開催方法
3日間	R 5. 11. 28 (火) 、R 6. 1. 16 (火) 、2. 16 (金)	全日程オンライン
	R 5. 12. 5 (火) 、R 6. 1. 23 (火) 、2. 27 (火)	全日程オンライン
	R 5. 12. 7 (木) 、R 6. 1. 25 (木) 、2. 29 (木)	一部日程が対面 (大阪府)
	R 5. 12. 11 (月) 、R 6. 1. 26 (金) 、3. 1 (金)	全日程オンライン
	R 5. 12. 13 (水) 、R 6. 1. 31 (水) 、3. 6 (水)	一部日程が対面 (北海道)
2日間	R 5. 11. 30 (木) 、R 6. 1. 18 (木)	全日程オンライン
	R 5. 12. 16 (土) 、R 6. 2. 2 (金)	全日程オンライン
	R 5. 12. 18 (月) 、R 6. 2. 5 (月)	全日程オンライン
	R 6. 1. 29 (月) 、3. 4 (月)	一部日程が対面 (福岡県)
	R 6. 2. 13 (火) 、3. 6 (水)	全日程オンライン

イ 生涯研修体系の検討

介護福祉士の生涯研修体系の在り方について改めて向き合うこととし、キャリア形成の過程で求められるスキルや能力等から整理・検討を進めた。

(3) 職能的研修

① 倫理に関する研修

介護福祉士として、介護サービスの利用者の人権や尊厳を守り、業務を執り行うために必要な倫理について学習し体得するための研修を、全国の都道府県介護福祉士会で開催いただけるよう呼びかけを行った。

その結果、22 の府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに 859 名が当該研修を修了した。

② 介護福祉士の職能を高める各種研修

ア 介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成課程における介護実習をより効果的なものとするため、質の担保された実習指導者を育成するため、共通のテキストを活用した当該研修を、全国の都道府県介護福祉士会で開催できるよう、当該講習会の運営マニュアルを作成し、これを共有した。

その結果、すべての都道府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに 2,064 名が当該研修を修了した。

イ サービス提供責任者研修

質の担保されたサービス提供責任者を育成する必要性から、当該研修を全国の都道府県介護福祉士会で実施いただけるよう、研修テキストを整備し、当該研修の運営マニュアルを全国の都道府県介護福祉士会で共有した。

その結果、20 の府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに 330 名を超える方が当該研修を修了した。

ウ 介護職種の技能実習指導員講習

介護職種の技能実習生の技能の修得等が円滑に図られるよう、介護現場で技能実習生の指導に当たることになる技能実習指導員等を対象とした「介護職種の技能実習指導員講習」を開催した（厚生労働省補助事業を活用）。

その際、すべての都道府県介護福祉士会の協力を得て、計 58 回の当該研修を実施し、新たに 1,819 名が当該講習を修了した。

エ 災害ボランティア基本研修

発災時に行政等からの支援要請に適切に対応できる災害時のボランティアを養成するため、共通のテキストを活用した当該研修を、全国の介護福祉士会で開催いただけるよう、当該研修用テキストをもとに、当該研修を実施する際に活用できる研修スライド（案）を全国の介護福祉士会で共有を図った。

その結果、18 道府県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに 400 名を超える方が当該研修を修了した。

オ 地域共生社会における介護福祉士の役割に関する研修

国が目指す地域共生社会の理解とともに、高齢者だけでなく障がいのある方に対する支援について知見のある介護福祉士を育成するための研修を、全国の都道府県介護福祉士会で開催できるよう、当該研修の運営マニュアルの共有を図るなどした。

その結果、9 の都県介護福祉士会において当該研修が実施され、新たに 244 名が当該研修を修了した。

③ 介護福祉士に求められる役割を担保するための研修

ア 新たな介護福祉士の役割や養成課程の教育カリキュラムを伝える研修

令和元年度に全国の介護福祉士会において実施いただいた、新カリキュラム対応の介護実習指導研修で使用いただいたコンテンツ等を活用した、当該研修や、介護福祉士の有資格者を対象としたフォローアップ研修の実施を要請した。

他方で、新たな介護福祉士の役割や養成課程の教育カリキュラムを介護福祉士有資格者に周知する等のため、生涯研修体系の軸となる研修である「介護福祉士基本研修」のテキストの改訂を行った。

イ 認定介護福祉士更新研修

認定介護福祉士の資質の維持・向上を図ることを目的として、認定介護福祉士の更新要件のひとつである認定介護福祉士更新研修を企画・実施し、105 名の認定介護福祉士が当該研修を修了した。

2 学術研究活動

(1) 日本介護学会の開催

介護福祉士等の研究意欲を高めるため、日本介護福祉士会全国大会と同時（令和 5 年 11 月 11 日（土）・12 日（日））に開催した。

(2) 専門誌「介護福祉士」の発行

会員の学術研究活動を推進するとともに、実践・研究業績を広く周知することを目的とし

て、介護現場におけるケアの質の向上を目指し、「介護福祉士と多職種協働チームにおけるケアの実践」をテーマとした専門誌「介護福祉士No.29」を発行し、全国の都道府県介護福祉士会を通じて全会員及び関係団体等に送付した。

(3) 調査研究事業

① 就労実態調査の実施

令和4年度に実施した会員を対象とした就労実態調査の結果について、各方面で活用できる資料として整理した。

② その他の調査研究事業

ア 運営サポーターアンケート

制度政策的な提案等に結びつける取組を推進するため、会員の皆さまに運営サポーターとして登録いただいたうえで、当該者を対象としたアンケート調査を計6回実施し、結果の整理ができたものからホームページにおいて公表した。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応等に関する調査

7月19日(水)～8月2日(水)、N=204/487(41.9%)

(イ) 介護福祉士としてのやりがいや誇りに関する実態調査

8月29日(火)～9月12日(火)、N=175/488(35.9%)

(ウ) 虐待防止、不適切ケア・グレーゾーンに関する実態調査

10月5日(木)～10月19日(木)、N=167/492(33.9%)

(エ) 外国籍の介護人材が訪問介護サービスに携わることに関する調査

11月16日(木)～11月30日(木)、N=239/500(47.8%)

(オ) 運営サポーターアンケートの評価に関する調査

1月9日(火)～1月23日(火)、N=210/520(40.4%)

(カ) 日本介護福祉士会の取組に対する認知度・評価に関する調査

2月19日(月)～3月4日(月)、N=208/528(39.4%)

イ 在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業

厚生労働省の補助金事業に申請・受託し、在留資格「介護」となった外国人介護人材が、介護現場において継続的に活躍するために実施されている支援状況や、当事者のニーズ等の実態をより詳細に調査し、支援の在り方を課題別に検討・整理を行い、報告書にまとめるとともに、「専門性を活かして在留資格「介護」で働く外国人介護職員活躍のためのガイドブック」を作成し、ホームページ上で公開した。

ウ 各種調査研究への協力

日本医療大学教員による「介護福祉士のキャリア形成に認定介護福祉士養成研修が如何に寄与するかに係る調査研究」、日本循環器協会における介護従事者向けの教育プログラムに係る調査研究などの調査研究への協力を行った。

③ 実践・研究業績の情報提供

日本介護学会のホームページにおいて、当会が実施した調査研究事業の成果物や会員等の実践・研究業績のデータベースを追加掲載し、会員等に対し学術研究活動に資する情

報提供を行った。

また、当会で実施した調査研究事業の成果物について、対応できる範囲において実費で提供するなどの対応を行った。

3 介護福祉の普及啓発に関する事業

(1) 介護の魅力発信等の取組

広報委員会が中心となり、介護の魅力や価値等を発信することを目的として、ホームページ及び機関紙（ニュース）等を取り上げるなどの取組を推進するほか、note やX（旧Twitter）といった新たなツールを活用した広報戦略を展開するなどした。

(2) タウンミーティング

日本介護福祉士会の各種取組について周知するとともに、介護現場の皆さまから、介護福祉のあり方等に係るご意見を伺い、意見交換を行うこと等を目的として、秋田県（39名）、宮崎県（57名）、及び島根県を中心とした中四国地域（250名超）でタウンミーティングを開催した。

(3) 「介護の日」等に関する事業の実施

① 全国の都道府県介護福祉士会の取組の支援

全国の都道府県介護福祉士会が「介護の日」や老人の日・老人週間、障害者週間に関する事業を推進できるよう、社会福祉法人全国社会福祉協議会等からの関連情報を全国の都道府県介護福祉士会と共有するなど、全国の都道府県介護福祉士会が行う取組の支援を行った。

その結果、36都道府県介護福祉士会において、当該取組が行われた。

② 映画『ペコロスの母に会いに行く』の無料オンライン上映会の開催

多くの国民の皆さまに『介護』について考える機会を提供する目的で、映画「ペコロスの母に会いに行く」の無料オンライン上映会を企画し、介護福祉士会会員の他、介護福祉士以外の介護職や関連職種の方々を含む国民一般を対象として広報を行い、800回を超える視聴となった。

映画	上映期間	開催場所	視聴回数
ペコロスの母に会いに行く	R 5. 11. 9 (木)～15(水)	オンライン	800名超

WEBを活用した参加者アンケートでは、多数の回答があり、満足したとする回答が多くを占め、フリーアンサーでは、介護の魅力を再確認した、介護の価値を理解した等の回答があり、好評を得た。

なお、本無料オンライン上映会に向けて撮影した、原作者と当会会長の対談の動画コンテンツを、映画のアンケート結果とともにホームページに掲載するなどした。

③ 介護百人一首

NHK教育テレビ「福祉ネットワーク」で介護の日々を詠んだ「介護短歌」を紹介したことが発端でスタートした本企画の企画協力を行うほか、「新・介護百人一首の集い」に参加するなどの取組を行った。

(4) 機関紙（ニュース）

6・8・10・12・3月の15日にニュースを発行し、全国の都道府県介護福祉士会を通じて全会員及び関係団体等、有償購読者（介護福祉士養成施設、その他団体・個人）に当該ニュースを送付するほか、ホームページ上で、機関紙（ニュース）の一部を掲載するなどし、介護福祉士の活動や介護福祉を取り巻く環境等について情報提供等を行った。

また、介護福祉に関する知識・技術の普及や理解促進を目的に、宝くじの社会貢献広報事業の助成を受けて『介護福祉士の本』を製作し、全国の介護福祉に関連する施設・事業所や会員の方などへ無料で配布するほか、ホームページ上で公開するなどした。

(5) 介護福祉士資格の取得を目指す方の支援

① オリジナルの模擬試験を活用した資格取得支援

全国の都道府県介護福祉士会において、介護福祉士資格の取得を目指す者の支援を行えるよう、介護福祉士会オリジナルの全国統一模擬試験を作成し、全国の都道府県介護福祉士会と協力して、当該模擬試験の全国実施を企画した。

その結果、38都道府県介護福祉士会において当該模擬試験を行い、1,346名が当該模擬試験に取り組むなど、介護福祉の普及啓発に結び付けた。

また、令和5年度は、解説動画を開発し、実施団体と共有し活用いただいたほか、外国人介護人材が増加していることを踏まえ、問題だけでなく解説についても総ルビを振る等の対応を行った。

② 外国人介護人材を対象とした資格取得支援

外国人介護人材が我が国で定着いただくためには、介護福祉士資格を取得いただき、在留資格を「介護」に変更いただく必要があること等を踏まえ、厚生労働省の助成金を活用し、モデル的に3県（千葉県、広島県、熊本県）の介護福祉士会の協力を得て、「外国人介護人材のための介護福祉士国家試験対策講座」を企画・実施したうえで、実施報告書を取りまとめた。

4 その他の事業

(1) 介護人材の掘起し・育成事業

介護サービスの地域住民や小中学校や高等学校、大学における新たな介護人材の発掘のほか、潜在介護福祉士の掘り起こし、介護職員の定着促進等の取組を、関係団体等と連携して推進した。

その中で、夏休み期間中の親子連れを対象としたこども霞が関見学デーでは、厚生労働省内のブースを置いたうえで、500名を超える皆さまに、介護の仕事について関心を持っていただけるような企画を実施するなどした。

(2) 外国人介護人材を対象とした取組

介護職種に係る在留資格が複数導入され、わが国における外国人介護人材の受入れが進んでいること等を踏まえ、厚生労働省の外国人介護人材の受入れ等をサポートするための事業を受託し、わが国で介護を学ぶ外国人介護人材等の受入れや、当該人材の指導支援等を行うための取組を進めるなどした。

また、外国籍の介護福祉士が増えていること、今後も増加することが見込まれること等を踏まえ、外国人介護人材の日本語学習等に係る課題を整理するため、各地の日本語学習に関わられている指導者や外国人介護人材ご自身へのインタビューを行い、報告書を取りまとめるなどの取組を進めた。

〔厚生労働省から受託した事業（介護の日本語学習支援等事業）の実績〕

- ・ 外国籍介護人材の自律的な学習のための国際介護人材支援WEBサイト（にほんごをまなぼう）の登録者数2万人超の実現
 - ー 日本語能力試験（JLPT・N2レベル）に対応した学習コンテンツの充実
 - ー 介護を学ぶ学習コンテンツの開発・搭載
 - ・ 外国人のための介護福祉士国家試験一問一答・ドリル
 - ・ 専門用語の語彙の理解・ドリル
 - ・ 専門用語の使い方の理解・ドリル
- ・ これまで開発してきた「介護の特定技能評価試験学習テキスト」「介護の日本語」「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」「外国人のための介護福祉専門用語集」の更なる多言語対応（12か国語対応）

（3）発災時の災害救援事業

災害が発生した際のボランティア派遣など災害救援に関わる体制整備の在り方の検討のほか、全国の介護福祉士会と連携して、発災時の対応についての学習会等を行った。

また、令和6年能登半島地震に伴う1.5次避難所の設営に関わったほか、当該避難所における要介護者を対象とした支援者の派遣要請を受け、2月末までの間、延べ950名のボランティアスタッフを募集・派遣を行うなどした。

（4）助成金事業

全国的に広く展開することが望まれる取組をモデル的に行う事業や、全国的に展開する必要性を確認するための試行的な取組として3件について、助成金を付与するなどした。

また、昨年度の実績について、ホームページで公開するほか、その実績を踏まえ、当会で実施する研修の効果測定についての参考とし、令和6年度以降の研修ガイドラインの見直しに繋げるなどした。

（5）創設30周年記念事業

令和6年2月に創立30周年を迎えることを踏まえ、記念企画の発案・整理を行ったうえで、特設サイトの開発、新たなロゴやキャラクターの募集を行うなどした。

また、式典は令和6年8月に開催することとし、その準備を進めたこの間の日本介護福祉士会の歩みを振り返るとともに、今後の取組を展望する事業を推進した。

（6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

① 研修管理等のシステムの開発

日本介護福祉士会のほか、全国の都道府県介護福祉士会が共同で利用できる研修管理システムの開発を行い、一部の機能を実装した。

これにより、イーラーニングシステムの活用、研修履歴の管理、研修ポイントの管理のほか、WEBを活用した研修の申込みの道筋をつけた。

② 必要に応じた要望書や声明の発出

ア 物価・賃金高騰対策に関する要望書

令和5年4月28日。自由民主党政務調査会社会保障制度調査会田村会長へ、国民生活において欠かすことができないサービスを提供する介護事業所が、利用者等に安心・安全で質の高いサービスを持続的に提供できるよう、介護事業所において一般企業と同程度以上の賃金引き上げができるよう、令和5年度における緊急的な措置や令和6年度の介護報酬改定における対応を実施することを求める旨を、関係11団体（全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性期医療協会、日本介護福祉士会、日本介護支援専門員協会、日本福祉用具供給協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会）の連名で要望した。

イ 物価高騰対策および介護現場で勤務する職員の処遇改善に関する緊急要望

令和5年10月6日（自由民主党麻生副総裁）。同10月19日（岸田内閣総理大臣・自由民主党萩生田政務調査会長）。介護人材を確保し、質の高い介護サービスを継続的に提供すること等ができるよう、介護報酬改定において適切な対応をお願いする旨を、関係12団体（全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性期医療協会、日本介護福祉士会、日本介護支援専門員協会、日本福祉用具供給協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法人経営者協議会）の連名で要望した。

ウ 「介護福祉士試験見直しへ 外国人材らの受験機会拡大」記事に対する意見表明

令和5年11月4日。一部メディアに「厚生労働省は、介護現場での人材不足が深刻化する中、介護福祉士の国家試験制度を見直す検討に入った。特定技能の外国人材ら、働きながら資格取得を目指す人の受験機会の拡大に向け、合否判定の仕組みの変更などを視野に入れている。」とする記事が掲載された。このことを踏まえ、特定技能等の外国人材に限らず、働きながら資格取得を目指す人の、あくまで受験機会の拡大を図るための検討という趣旨であれば否定するものではないが、介護人材の安定的な確保のためには、受験機会の拡大が国家資格に対する評価を下げることに繋がらないよう、細心の注意が必要であること、本検討を進めるにあたっては、並行して資格取得方法の一元化など、本来国家資格の質や価値を担保するための課題に取り組むべきと考える旨、意見表明しました。

エ 令和6年度介護報酬改定について（要望）

令和5年11月27日。自由民主党地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟麻生会長へ、介護事業者の健全な経営と、介護現場で働く人々の継続的な賃上げを実現するため、令和6年度介護報酬改定で大幅なプラス改定となる旨を、関係27団体（全国老人保健施設連盟、一般社団法人全国介護事業者連盟、一般社団法人介護人材政策研究会、高齢者住まい事業者団体連合会、一般社団法人全国介護事業者協議会、全国介護事業者政治連盟、全国介護福祉政治連盟、一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会、全国個室ユニット型施設推進政治連盟、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社

会福祉法人政治連盟、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、日本介護支援専門員連盟、公益社団法人日本介護福祉士会、一般社団法人日本言語聴覚士協会、一般社団法人日本在宅介護協会、一般社団法人日本作業療法士協会、日本作業療法士連盟、公益社団法人日本認知症グループホーム協会、日本認知症グループホーム連盟、一般社団法人日本福祉用具供給協会、日本福祉用具供給事業者連盟、一般社団法人日本慢性期医療協会、公益社団法人日本理学療法士協会、日本理学療法士連盟)の連名で要望した。

オ 令和6年能登半島地震に関する意見表明

令和6年1月2日。石川県能登地方を震源とする震度7の地震を踏まえ、多くの方が避難所に避難されており、住宅の倒壊や電気・水等の寸断などの情報もある。復旧には一定の時間がかかると想定されるが、一日も早く平時の生活・暮らしを取り戻すことができるようお祈り申し上げる旨、意見表明しました。

カ 介護福祉士国家試験の能登半島地震被災受験者への対応について（要望）

令和6年1月15日。武見厚生労働大臣・橋本社会福祉振興・試験センター理事長へ、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において被災された地域の介護福祉士国家試験の受験予定者に特段の配慮ある対応を行い、受験可能な環境の確保をすべき旨を、関係5団体（全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本介護福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、全国福祉高等学校長会）の連名で要望した。

③ パートナー協定締結に向けた調整

日本介護福祉士会と全国の都道府県介護福祉士会による、職能団体としての連携関係を明確化すること、介護福祉士資格を有する正会員の皆さまの権利を守ることを目的として、数年間検討を続けてきたパートナー協定の締結に向けた調整を進め、令和5年度内に、すべての都道府県介護福祉士会と当該協定の締結を実現した。

④ 世界アルツハイマー月間への対応

世界アルツハイマー月間（9月）への対応として、ホームページのオレンジ・ドレスアップしたうえで、ホームページ等において、認知症への理解を呼びかけるなどの活動を行うなどした。

⑤ 会員や一般からの寄せられたご意見への対応

全国の正会員や一般の国民から寄せられたご意見について、内容を踏まえ、必要に応じて回答をするほか、内容に応じて業務執行役員会で取り上げる等の対応を行った。

5 各種事業・取組の推進体制

(1) 関係会議

理事会・総会で決定された事業等を適切に進めるため、適宜の業務執行役員会のほか、全国の介護福祉士会を代表する皆さまに参集いただく会長会議等を開催した。

- ・ 定時総会（1回）
- ・ 定例理事会（2回）
- ・ 監事監査（1回）

- ・常任理事会（臨時回含む）（13回）
- ・正副会長会議（12回）
- ・認定介護福祉士運営委員会（4回）
- ・全国都道府県介護福祉士会会長会議（4回）
- ・全国都道府県介護福祉士会事務局会議（4回）
- ・前年度の調査研究事業報告会（1回）
- ・介護福祉士の在り方検討委員会（1回）
- ・選挙管理委員会（4回）

（2）各種事業を進めるための委員会・検討部会

① 制度・政策検討委員会

- ・正副会長会議のほか、随時のオンラインを活用した意見交換等を行い、介護福祉士の職能団体としての考え方の整理等を行った。
- ・介護を取り巻く様々な事象を踏まえ、意見表明の内容の調整や、要望書内容の整理・確認等の取組を進め、発信をした。
- ・次期介護報酬改定に向けた介護保険部会における論点整理のため、職能団体としてのスタンスの整理や発言趣旨の調整を行った。
- ・昨年度に引き続き、広く国民等に対し、介護福祉士の価値を伝えるための、より具体的で、より明確に専門性がつづられた書籍の刊行に向けた取組を進めた。

ア 運営サポーターアンケート運営部会

定例のアンケート調査を実施するためのテーマ設定、調査項目の設定、報告書の検討・整理を行った。

- 日時；第1回 令和5年5月19日（金）18時から
 第2回 令和5年6月26日（月）18時から
 第3回 令和5年7月24日（月）18時から
 第4回 令和5年9月11日（月）18時から
 第5回 令和5年10月24日（火）18時から
 第6回 令和5年12月4日（月）18時から
 第7回 令和5年1月29日（月）18時から

開催方法；オンライン

構成員；中野朋和副会長、石代由子（静岡県介護福祉士会）、片川ひろえ（青森県介護福祉士会）、加藤幸夫（千葉県介護福祉士会）、酒匂淳文（鹿児島県介護福祉士会）、堀口美奈子（群馬県介護福祉士会会長）、山城裕美（福岡県介護福祉士会）

イ 医療的ケア・医行為外行為に係る検討部会

日本介護福祉士会としての医療的ケア・医行為ではないと考えられる行為への向き合い方の検討、医行為ではないと考えられる行為の理解を促す取組の在り方等の検討を進め、医行為ではないと考えられる行為の学習コンテンツの開発を進めた。

- 日時；第1回 令和5年8月1日（火）17時から
 第2回 令和5年11月13日（月）18時から

開催方法；オンライン

構成員；中野朋和副会長、望月太敦前理事（東京都介護福祉士会）、柘崎京子（帝京科学大学教授）、柴野裕子（帝京科学大学助教）、倉持有希子（東京YMCA医療福祉専門学校学科長）、荻原真理子（認定介護福祉士、栃木県介護福祉士会）、山本日登美（認定介護福祉士、愛知県介護福祉士会）、小菅恵美（株式会社M C）

ウ 生産性向上中核人材育成プログラム検討部会

生産性向上中核人材育成プログラムの在り方について検討を進める会議体として、厚生労働省の補助金事業で、当該部会で開発したプログラムを活用したデジタル・テクノロジー基本研修を開催することとした後も、当該部会を継続させ、検討を進めた。

日時；第1回 令和5年4月13日（木）10時から
第2回 令和5年4月28日（金）10時から
第3回 令和5年5月24日（水）10時から
第4回 令和5年6月2日（金）17時30分から
第5回 令和5年6月9日（金）17時から
第6回 令和5年6月13日（火）18時から
第7回 令和5年6月23日（金）18時から
第8回 令和5年7月7日（金）16時から
第9回 令和5年8月2日（水）13時から
第10回 令和5年8月10日（木）17時から
第11回 令和5年8月15日（火）13時から
第12回 令和5年8月28日（火）14時から
第13回 令和5年9月15日（金）11時から
第14回 令和5年10月3日（火）14時から
第15回 令和5年10月17日（火）14時から
第16回 令和6年1月11日（木）10時から
第17回 令和6年2月9日（金）16時から

開催方法；オンライン（一部集合）

構成員；酒井賢一常任理事、舟田伸司常任理事、宮本隆史（社会福祉法人善光会、東京都介護福祉士会）、原口恭彦（東京経済大学）、光山 誠（社会福祉法人敬英会）

② 生涯研修体系検討委員会

当年度はオンラインによる委員会を5回開催し、生涯研修の各種課題に係る調整・協議を行うほか、研修管理システムの在り方の協議、各種勉強会等の開催に向けた協議などを行った。

日時；第1回 令和5年4月28日（金）15時から
第2回 令和5年6月27日（火）16時から
第3回 令和5年8月30日（水）13時から
第4回 令和5年10月31日（火）10時から
第5回 令和6年2月27日（火）10時から

開催方法；オンライン

構成員；黒木翔一郎常任理事、望月太敦前理事（東京都介護福祉士会）、大澤利通（福岡県介護福祉士会）

(ア) ファーストステップ研修についての勉強会

日時；令和5年8月24日（木）18時から

開催方法；オンライン

対象者；ファーストステップ研修を担当する各都道府県介護福祉士会の役職員等

講師；鈴木俊文（静岡県立大学短期大学部教授）

(イ) 介護福祉士基本研修テキスト改訂勉強会

日時；令和5年9月11日（月）16時から

開催方法；オンライン

対象者；基本研修を担当する各都道府県介護福祉士会の役職員等

講師；伊藤優子（龍谷大学短期大学部教授）

(ウ) 都道府県介護福祉士会における障害分野研修の取組内容に関する勉強会

日時；令和6年2月6日（火）18時から

開催方法；オンライン

対象者；障害分野の研修を担当する各都道府県介護福祉士会の役職員等

発表者；田中努（大分県介護福祉士会会長）、中山厚志（高知県介護福祉士会研修委員長）、宮里裕子（東京都介護福祉士会理事）

ア 生涯研修体系の在り方検討部会

厚生労働省の調査研究事業において、新たに介護福祉士の山脈型のキャリアモデルが示されたこと等を踏まえ、日本介護福祉士会の生涯研修体系の在り方に向き合い、当年度はオンラインによる委員会を1回開催し、生涯研修体系に係る協議などを行った。

日時；第1回 令和5年6月27日（火）13時から

開催方法；オンライン

構成員；酒井賢一常任理事、伊藤優子（龍谷大学短期大学部教授）、鈴木俊文（静岡県立大学短期大学部教授）、武田卓也（大阪人間科学大学人間科学部教授）

③ 認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会

認定介護福祉士認証・認定機構が所掌する事業の他、機構を運営するために設置した当該運営委員会において、研修認証申請の承認や認定介護福祉士の認定に係る協議、認定介護福祉士の仕組みの推進策の検討等を行った。

日時；第1回 令和5年4月28日（金）書面審査

第2回 令和5年8月25日（水）13時から

第3回 令和5年11月7日（火）書面審査

第4回 令和6年3月28日（木）13時30分から

開催方法；オンライン又は書面審査

構成員；大島伸一（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター名誉総長）、及川ゆりこ会長、太田貞司（長野大学社会福祉学部教授）、栃本一三郎（放送大学客員教授）、朝倉京子（東北大学大学院医学系研究科教授）、阿部節夫（「民間事業者の質を高める」一般社団法人全国介護事業者協議会副理事長）、伊藤優子（龍谷大学短期大学部教授）、石本淳也相談役、柏本英子副会長、鈴木乃（認定介護福祉士、東京都介護福祉士会）、鈴木よし子（認定介護福祉士、長野県介護福祉士会）

会長)、諏訪徹(日本大学文理学部教授)、野田由佳里(公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会理事)、八須祐一郎(認定介護福祉士、千葉県介護福祉士会会長)、平川博之(公益社団法人全国老人保健施設協会副会長)、本名靖(社会福祉法人本庄ひまわり福祉会総合施設長)、宮島俊彦(岡山大学客員教授)、宮島渡(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会代表理事)本永史郎(社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会高齢者福祉事業経営委員会副委員長)、山田尋志(NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長)

ア 認定介護福祉士研修認証部会

認定介護福祉士養成研修に係る研修認証審査及び認証基準に係る検討を行った。

日時;第1回 令和5年9月29日(金)9時から

第2回 令和6年3月16日(土)10時から

第3回 令和6年3月19日(火)17時から

開催方法;オンライン

構成員;栃本一三郎(放送大学客員教授)、柏本英子副会長、柴山志穂美(神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授)、諏訪徹(日本大学文理学部教授)、谷口敏代(元島根県立大学看護栄養学部教授)、本名靖(社会福祉法人本庄ひまわり福祉会総合施設長)、山田尋志(NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長)

イ 認定介護福祉士認定部会

認定介護福祉士の認定審査及び更新の在り方等に係る検討を行った。

日時;第1回 令和5年7月25日(火)19時から

第2回 令和5年10月27日(金)書面審査

第3回 令和6年3月16日(土)15時から

開催方法;オンライン又は書面審査

構成員;太田貞司(長野大学社会福祉学部教授)、柏本英子副会長、伊藤優子(龍谷大学短期大学部教授)、諏訪徹(日本大学文理学部教授)本名靖(社会福祉法人本庄ひまわり福祉会総合施設長)

④ 認定事業推進委員会

認定介護福祉士養成研修の普及促進策の検討を進めるとともに、そのために必要な規程の整備に向けた取組を進めた。

日時;第1回 令和5年5月31日(水)19時から

第2回 令和5年7月19日(水)19時から

開催方法;オンライン

構成員;柏本英子副会長、鹿野真朱美(認定介護福祉士、長野県介護福祉士会)、伊藤優子(龍谷大学短期大学部教授)、諏訪徹(日本大学文理学部教授)、本名靖(社会福祉法人本庄ひまわり福祉会総合施設長)

(ア) 認定介護福祉士養成研修実施団体意見交換会

日時;令和5年11月20日(月)13時から

開催方法;オンライン

対象者;認定介護福祉士養成研修を実施されている都道府県介護福祉士会の役職員

コーディネータ；柏本英子副会長

⑤ 学術推進委員会

研修倫理審査会の設置のほか、日本介護学会の在り方等について検討を進め、規程の整理を行ったほか、日本介護福祉学会と連携した学術推進策等についての検討を進めた。

日時；第1回 令和5年6月9日（金）19時から

第2回 令和5年10月2日（月）19時から

第3回 令和6年1月26日（木）19時から

開催方法；オンライン

構成員；柏本英子副会長、望月太敦前理事（東京都介護福祉士会）、鈴木俊文（静岡県立大学短期大学部教授）、高橋幸裕（尚美学園大学総合政策学部准教授）

（ア）研究スタートアップ支援公開ゼミ

日本介護福祉士会・日本介護福祉学会による介護福祉研究に係る相互連携企画第1弾として企画・開催した。

日時；令和5年12月23日（土）13時から

開催方法；オンライン

コーディネータ；水谷なおみ（日本福祉大学健康科学部准教授）、堀江竜弥（仙台大学健康福祉学科准教授）

ア 専門誌編集部会

専門誌「介護福祉士」のテーマ設定、企画のコーディネート等を行った。

日時；第1回 令和5年5月15日（月）10時から

第2回 令和5年7月10日（月）10時から

開催方法；オンライン（一部集合）

構成員；柏本英子副会長、望月太敦前理事（東京都介護福祉士会）、黒澤貞夫（日本生活支援学会会長）

イ 研究倫理審査会

研究倫理審査の申請（4件）を受け、当該審査を行った。

日時；第1回 令和5年10月2日（月）21時から

第2回 令和6年1月26日（木）21時から

開催方法；オンライン

構成員；非公表

⑥ 広報委員会

日本介護福祉士会の広報機能の強化策を検討するとともに、具体的な取組を進め、ニュースの全面改定の方針を固めるとともに、動画コンテンツの開発等を行うなどした。

また、各委員会との連携により、今後の広報戦略の道筋を整理した。

日時；第1回 令和5年5月24日（水）18時から

第2回 令和5年8月31日（木）17時から

第3回 令和5年11月30日（木）17時30分から

第4回 令和6年3月7日（木）18時から

開催方法；オンライン

構成員；吉岡俊昭常任理事、池田晶子（宮崎県介護福祉士会）、大草亮（石川県介護福祉士会）、山畑晋也（静岡県介護福祉士会）

ア 30周年記念企画部会

日本介護福祉士会の創立 30 周年を見据えた企画の整理等を行い、ロゴ・キャラクターの募集企画や特設サイトの設置に向けた検討・取組を進めた。（森久紀常任理事）

⑦ 組織強化委員会

会員の入退会の状況の確認をしたうえで、入会促進及び退会抑制の方策等について検討を進めつつ、日本介護福祉士会としてできることの取組を進めた。

日時；第 1 回 令和 5 年 5 月 19 日（金）16 時から

第 2 回 令和 5 年 7 月 25 日（火）15 時から

第 3 回 令和 5 年 11 月 6 日（月）17 時から

第 4 回 令和 5 年 12 月 8 日（金）17 時から

第 5 回 令和 6 年 2 月 5 日（月）16 時から

開催方法；オンライン

構成員；中野朋和副会長、宮崎則男前副会長（新潟県介護福祉士会）、伊藤浩一（茨城県介護福祉士会副会長）、渡部幸雄（秋田県介護福祉士会会長）

（ア）全国大会前夜祭

日本介護福祉士会全国大会・日本介護学会の開催前日に、全国の都道府県介護福祉士会の若者会・青年部等に参加いただき、組織強化に向けた取組の共有や意見交換等を行う企画を実施した。

日時；令和 5 年 11 月 10 日（金）19 時から

開催方法；ホテル・ザ・ウエストヒルズ・水戸及びオンライン

対象者；入職 1～3 年目程度の介護福祉士及び各都道府県介護福祉士会の青年部・若者会の方

発表者；梅田光希（広島県介護福祉士会若者会絆代表）、金澤翼（茨城県介護福祉士会青年部部長）、山本雅史（長野県介護福祉士会）

（イ）クリティカル・シンキング・マーケティングセッション（マーケティング研修会）

介護福祉士会会員数が減少していることについて、「何を具体的に考えるべきか」を特定し、原因仮説を立て、効果的な打ち手（施策）を検討するための考え方を学ぶ研修を企画・実施した。

日時；1 日目・令和 5 年 9 月 21 日（木）13 時から

2 日目・令和 5 年 10 月 3 日（火）15 時から

3 日目・令和 5 年 10 月 19 日（木）13 時半から

開催方法；オンライン

対象者；組織強化を担当する各都道府県介護福祉士会の役職員等

講師；川崎篤之（グロービス経営大学院講師）

（ウ）組織強化委員会主催意見交換会

マーケティング研修会を踏まえ、3 県の介護福祉士会における取組等を共有したうえで、意見交換を行い、各都道府県介護福祉士会の取組に資する企画を実施した。

日時；令和6年2月29日（木）16時から

開催方法；オンライン

対象者；組織強化を担当する各都道府県介護福祉士会の役職員等

発表者；梅田光希（広島県介護福祉士会若者会絆代表）、小笠原靖治（福岡県介護福祉士会副会長）、金澤翼（茨城県介護福祉士会青年部部長）、松木信治（長野県介護福祉士会副会長）、宮内一弥（山口県介護福祉士会副会長）、山本雅史（長野県介護福祉士会）

⑧ 倫理委員会

倫理綱領が宣言されてから約30年が経過したことを踏まえ、倫理綱領の解説の作成を進めつつ、全国の介護福祉士会における倫理委員会と懲戒規程の整理や、全国での倫理研修実施の推進策等について協議を行うなどした。

日時；第1回 令和5年5月25日（木）10時から

第2回 令和5年7月6日（木）10時から

第3回 令和5年8月8日（火）10時から

第4回 令和5年9月8日（金）10時から

第5回 令和5年10月2日（月）16時から

第6回 令和5年10月30日（月）17時から

第7回 令和5年11月28日（火）14時から

第8回 令和6年2月5日（月）14時から

第9回 令和6年3月5日（火）10時から

開催方法；オンライン

構成員；酒井賢一常任理事、木場圭一前常任理事（宮崎県介護福祉士会会長）

（ア）事例検討会

介護福祉士が質の高い介護実践を継続するために、職業倫理の醸成をどのように図るのかを一緒に考えること等を目的として企画・実施した。

日時；1回目・令和5年12月18日（月）18時30分から

2回目・令和6年2月21日（水）18時30分から

開催方法；オンライン

対象者；各都道府県介護福祉士会において、職業倫理に関わっている方

コーディネータ；酒井賢一常任理事、木場圭一前常任理事（宮崎県介護福祉士会会長）

⑨ 災害対策検討委員会

全国の介護福祉士会で災害基本研修を進めていただくため、発災時の日本介護福祉士会の災害救援のための資金の使い方や、研修の開催の手引きを整理するとともに、当該研修で活用できるパワーポイントのスライド集の見直しを行い、全国の都道府県介護福祉士会と共有するなどした。

日時；第1回 令和5年5月30日（火）18時から

第2回 令和5年8月30日（水）18時から

第3回 令和5年11月27日（月）18時から

開催方法；オンライン

構成員；舟田伸司常任理事、井川義伸前理事（愛媛県介護福祉士会会長）、佐藤晋作

(岩手県介護福祉士会理事)、長倉浩之(静岡県介護福祉士会理事)

(ア) 災害担当者における勉強会①

日時；令和5年7月15日(土)10時から

テーマ；災害ボランティアの心構えについて等

開催方法；オンライン

対象者；各都道府県介護福祉士会の災害対策担当者、一般会員の方

講師等；災害ボランティアの心構えについて(舟田伸司常任理事)

グループワーク(井川義伸前理事(愛媛県介護福祉士会会長))

司会；舟田伸司常任理事

(イ) 災害担当者における勉強会②

日時；令和5年12月19日(火)14時から

テーマ；一般避難所・福祉避難所生活支援時における介護福祉士の役割について考える

開催方法；オンライン

対象者；各都道府県介護福祉士会の災害対策担当者、一般会員の方

講師等；行政説明(馬場和弘(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐))

避難所生活期における役割を考える(舟田伸司常任理事)

グループワーク(舟田伸司常任理事)

司会；佐藤晋作(岩手県介護福祉士会理事)

(ウ) 災害救援活動

令和6年1月1日に発災した能登半島地震に伴う1.5次避難所において、石川県及び厚生労働省からの要請を受け、石川県介護福祉士会との協力の下、介護ブースに対する介護福祉士等のボランティア派遣を行った。

派遣場所；いしかわ総合スポーツセンター(1.5次避難所)

派遣期間；令和6年1月10日から3月4日まで

派遣内容；1.5次避難所内に設置された介護ブースにおける要介護者に対する専門的介護の提供(24時間体制)

派遣人数；延べ950名

以上

事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。

(資料1)

令和4・5年度 公益社団法人日本介護福祉士会 役員名簿

令和6年3月末日時点

役職	氏名	所属・役職名
会長	及川 ゆりこ	株式会社かいごラボ 代表取締役
副会長	今村 文典	社会福祉法人立志福祉会輝祥苑 総合施設長
	柏本 英子	社会福祉法人不動園天ヶ瀬苑デイサービスセンター 施設長
	中野 朋和	医療法人仁智会金沢南ケアハウス 施設長
常任理事	黒木 翔一郎	一般社団法人因永会 副理事長
	酒井 賢一	株式会社そよかぜ 専務取締役
	舟田 伸司	黒部市介護老人保健施設カリエール 介護係長
	森 久紀	志村フロイデグループ介護部 部長
	吉岡 俊昭	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校介護福祉士学科 学科長
招聘理事	石田 路子	名古屋学芸大学看護学部 教授
	諏訪 徹	認定介護福祉士認証・認定機構運営委員会 委員
	原口 恭彦	東京経済大学経営学部 教授
監事	大田 京子	合同会社タオ 代表
	森 孝義	税理士法人アークネット 公認会計士

(敬称略、構成別50音順)

※ 役員はすべて非常勤。任期は令和6年定時総会終結の時まで。

行政をはじめとする各検討会等への参画

委員会・事業等名	設置団体	R5 確定
防災推進国民会議	内閣府	及川会長
認知症施策推進関係者会議	内閣官房健康・医療戦略室	及川会長
社会保障審議会介護保険部会	厚生労働省	及川会長
社会保障審議会介護給付費分科会	厚生労働省	及川会長
福利厚生センター 理事	福利厚生センター	及川会長
全国社会福祉協議会 評議員	社会福祉法人全国社会福祉協議会	及川会長
試験センター 評議員	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター	及川会長
長寿社会開発センター 評議員	一般財団法人長寿社会開発センター	及川会長
人材対策委員会	公益社団法人全国老人保健施設協会	及川会長
全国老人福祉施設協議会 理事	公益社団法人全国老人福祉施設協議会	及川会長
一般財団法人全国高等学校福祉教育振興会 評議員	全国福祉高等学校長会	及川会長
認知症医療介護推進会議	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	及川会長
介護職員の技能等に係る評価のあり方に関する調査研究事業 検討委員会	一般社団法人シルバーサービス振興会	及川会長
第14回オールジャパンケアコンテスト実行委員会委員	社会福祉法人こうほうえん	及川会長
ソーシャルケアサービス研究協議会	ソーシャルケアサービス研究協議会	及川会長
転倒予防・腰痛予防対策の在り方に関する検討会	厚生労働省	今村副会長
医療介護総合確保促進会議	厚生労働省	今村副会長
中央福祉人材センター運営委員会	全国社会福祉協議会	今村副会長
外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	厚生労働省	今村副会長
外国人介護人材の就労実態に関する調査研究事業	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	今村副会長
「外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業 調査検討委員会」	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	今村副会長
外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	今村副会長
在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業	日本介護福祉士会	今村副会長
通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	柏本副会長
介護情報利活用ワーキンググループ	厚生労働省	柏本副会長
日本産業標準調査会 高齢者・障害者支援専門委員会	経済産業省	柏本副会長
根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における介護過程教育のあり方に関する調査研究事業	コモン計画研究所	柏本副会長
介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	公益社団法人日本社会福祉士会	柏本副会長

委員会・事業等名	設置団体	R5 確定
介護情報の安全管理に関する調査研究事業	株式会社三菱総合研究所	柏本副会長
日本介護支援専門員協会 理事	一般社団法人日本介護支援専門員協会	中野副会長
リフトリーダーカリキュラム・テキスト改訂委員会	公益財団法人テクノエイド協会	中野副会長
介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究(実習施設)	PwCコンサルティング合同会社	中野副会長
介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業	(株)日本能率協会総合研究所	酒井常任理事
デジタル技術・機器の活用スキルとスマート在宅ケアの実現力を備えた在宅特化型スマート介護士の育成	株式会社 善光総合研究所	酒井常任理事
介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進	株式会社日本総合研究所	酒井常任理事
高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会	消費者庁	森常任理事
介護サービスにおける専門職のテレワークの取扱いについて	みずほリサーチ&テクノロジーズ	森常任理事
災害福祉支援ネットワーク中央センター運営協議会	社会福祉法人全国社会福祉協議会	舟田常任理事
LIFEの介護事業所からの新規提案のあり方に関する調査研究事業	社会福祉法人善光会	舟田常任理事
介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業一式	株式会社三菱総合研究所	舟田常任理事
介護施設等における生産性向上に関する委員会の実態調査研究事業	株式会社三菱総合研究所	舟田常任理事
老健事業 介護ロボットの効果的な導入支援に関する調査研究事業	株式会社NTTデータ経営研究所	舟田常任理事
ロボット技術の介護利用における重点分野の改定等に係る調査	株式会社日本総合研究所	舟田常任理事
介護職員の働きやすい職場環境づくり総理大臣・厚生労働大臣表彰表彰 選考委員会	厚生労働省	吉岡常任理事
日本認知症官民協議会	特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構	吉岡常任理事
介護の仕事魅力発信等事業 事業間連携等会議	PwCコンサルティング合同会社	吉岡常任理事
適切な介護教員講習会の実施に向けた環境整備に関する調査研究事業(教員講習会)	PwCコンサルティング合同会社	吉岡常任理事

令和5年度正副会長・常任理事の動向

日程	動き	担当役員
4月4日	第2回認定介護福祉士研修認証部会	酒井常任理事
4月5日	第5回介護情報利活用ワーキンググループ	柏本副会長
4月11日	第1回常任理事会	業務執行役員
4月27日	第216回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
4月27日	第4回リフトリーダーカリキュラム・テキスト改訂委員会	中野副会長
4月28日	生涯研修体系検討委員会	黒木常任理事
4月30日	奈良県介護福祉士会理事会	及川会長
5月2日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
5月10日	第2回常任理事会	業務執行役員
5月11日	定例理事会	業務執行役員
5月12日	介護の日本語学習支援等事業検討委員会 技能実習指導者講習プログラム第1回検討部会	今村副会長
5月15日	専門誌第1回編集委員会	柏本副会長
5月18日	日本介護福祉士養成施設協会 第1回理事会	及川会長
5月19日	組織強化委員会	中野副会長
5月19日	運営サポーターアンケート検討部会	中野副会長
5月23日	介護の日本語学習支援等事業 委託先事務局説明会①	今村副会長
5月24日	生産性向上中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事
5月24日	広報委員会	吉岡常任理事
5月25日	倫理委員会	酒井常任理事
5月25日	介護の日本語学習支援等事業 第1回検討委員会	今村副会長
5月26日	介護の日本語学習支援等事業 委託先事務局説明会②	今村副会長
5月26日	日本介護支援専門員協会 第1回理事会	及川会長
5月27日	日本介護福祉士会 定時総会	業務執行役員
5月30日	災害対策検討委員会	舟田常任理事
5月31日	第1回認定事業推進委員会	柏本副会長、酒井常任理事、黒木常任理事
6月2日	生産性向上中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事
6月2日	第6回介護情報利活用ワーキンググループ	柏本副会長
6月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
6月8日	臨時常任理事会	業務執行役員
6月9日	岡山県介護福祉士会 認定介護福祉士養成研修修了式	柏本副会長

日程	動き	担当役員
6月9日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
6月9日	第1回学術推進委員会	柏本副会長
6月12日	介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 第1回実証委員会	舟田常任理事
6月13日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
6月14日	第3回常任理事会	業務執行役員
6月16日	第1回会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
6月16日	社会福祉振興・試験センター 評議員会	及川会長
6月17日	長野メタバース交流会	及川会長
6月19日	全国社会福祉協議会 第1回評議員会	及川会長
6月19日	介護職員の働きやすい職場環境づくり総理大臣・厚生労働大臣表彰表彰選考委員会	中野副会長
6月20日	事務局会議	今村副会長
6月20日	第5回リフトリーダーカリキュラム・テキスト改訂委員会	中野副会長
6月20日	全国老人福祉施設協議会 理事会	及川会長
6月21日	第2回介護の日本語学習支援等事業検討委員会 技能実習指導員講習プログラム検討部会	今村副会長
6月23日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
6月24日	ファーストステップ研修 北海道	及川会長
6月25日	ソーシャルケアサービス研究協議会総会	及川会長
6月26日	運営サポーター部会	中野副会長
6月26日	第7回介護情報利活用ワーキンググループ	柏本副会長
6月27日	生涯研修体系の在り方検討部会	酒井常任理事
6月27日	生涯研修体系検討委員会	黒木常任理事
6月27日	長寿社会開発センター 評議員会	及川会長
6月28日	第218回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
7月3日	福利厚生センター 理事会	及川会長
7月4日	助成金企画審査委員会	及川会長、今村副会長
7月5日	第3回介護の日本語学習支援等事業検討委員会 技能実習指導員講習プログラム検討部会	今村副会長
7月6日	倫理委員会	酒井常任理事
7月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
7月6日	介護サービスにおける専門職のテレワークの取扱いについて検討会	森常任理事
7月7日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事
7月10日	第4回常任理事会	業務執行役員
7月10日	第107回社会保障審議会介護保険部会	及川会長

日程	動き	担当役員
7月10日	第219回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
7月13日	介護の仕事魅力発信等事業 事業間連携等会議	森常任理事
7月19日	認定事業推進委員会	柏本副会長
7月20日	日本看護協会 新役員披露会	及川会長
7月24日	第2回介護の日本語学習支援等事業検討委員会	今村副会長
7月24日	運営サポーター部会	中野副会長
7月24日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
7月24日	第220回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
7月25日	組織強化委員会	中野副会長
7月25日	認定介護福祉士認定部会	柏本副会長
7月28日	PwC第2回企画委員会	吉岡常任理事
7月28日	外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
8月1日	医ケア・医行為外行為検討部会	中野副会長
8月2日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
8月3日	全国福祉高等学校長会全国大会	及川会長
8月3日	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業 第1回委員会	柏本副会長
8月4日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
8月4日	介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業 第2回実証委員会	舟田常任理事
8月4日	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業 第1回委員会	酒井常任理事
8月7日	介護施設等における生産性向上に関する委員会の実態調査研究事業 第1回検討委員会	舟田常任理事
8月8日	倫理委員会	酒井常任理事
8月8日	外国人介護人材の就労実態に関する調査研究 第1回検討会	今村副会長
8月8日	適切な介護教員講習会の実施に向けた環境整備に関する調査研究事業検討委員会	吉岡常任理事
8月10日	第5回常任理事会	業務執行役員
8月10日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
8月15日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
8月22日	外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた指導者養成の在り方に関する調査研究事業 第1回検討委員会	今村副会長
8月23日	令和5年度技能実習指導員講習モデル講習	今村副会長
8月25日	認定機構運営委員会	及川会長、柏本副会長
8月28日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
8月28日	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における介護過程教育のあり方に関する調査研究事業 第1回検討委員会	柏本副会長
8月29日	介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究事業 第1回検討委員会	中野副会長

日程	動き	担当役員
8月29日	介護サービスにおける専門職のテレワークの取扱いについて検討委員会 第2回検討委員会	森常任理事
8月30日	第1回在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
8月30日	生涯研修体系検討委員会	黒木常任理事
8月30日	第222回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
8月31日	広報委員会	吉岡常任理事
8月31日	外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
9月1日	介護魅力サミット	吉岡常任理事
9月4日	第12回認知症医療介護推進会議	及川会長
9月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
9月8日	倫理委員会	酒井常任理事
9月8日	第223回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
9月8日	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業 第2回委員会	酒井常任理事
9月11日	第6回常任理事会	業務執行役員
9月11日	基本研修テキスト改訂勉強会	黒木常任理事
9月11日	運営サポーター部会	中野副会長
9月14日	日本歯科医師会 創立120周年記念式典	及川会長
9月15日	生産性向上中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
9月15日	第2回会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
9月15日	第224回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
9月19日	SCS会議	及川会長
9月20日	事務局会議	今村副会長
9月21日	マーケティング研修（組織強化）	中野副会長
9月22日	日本介護支援専門員協会 第2回理事会	中野副会長
9月25日	人材対策委員会	及川会長
9月27日～29日	H. C. R2023（国際福祉機器展）	今村副会長
9月27日	介護施設等における生産性向上に関する委員会の実態調査研究事業 第2回検討委員会	舟田常任理事
9月27日	第225回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
9月28日	第1中央福祉人材センター運営委員会	今村副会長
9月28日	H. C. R2023（国際福祉機器展）セミナー	及川会長
9月29日	認定介護福祉士研修認証部会	柏本副会長
10月2日	倫理委員会⑤（酒井常任ほか、松島）	酒井常任理事
10月2日	学術推進委員会・研究倫理審査会	柏本副会長

日程	動き	担当役員
10月2日	第226回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
10月3日	中核人材育成プログラム検討部会	酒井常任理事、舟田常任理事
10月3日	マーケティング研修（組織強化）	中野副会長
10月3日	介護ロボットの効果的な導入支援に関する調査研究事業検討会	舟田常任理事
10月4日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
10月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
10月7日	新潟県介護福祉士会 30周年記念式典	及川会長
10月10日	第7回常任理事会	業務執行役員
10月12日	全国社会福祉協議会 福祉懇談会	及川会長
10月15日	オールジャパンケアコンテスト	及川会長
10月16日	介護のしごと魅力発信等事業委員会	吉岡常任理事
10月17日	中核人材育成プログラム部会	酒井常任理事、舟田常任理事
10月18日	第19回高齢消費者・障がい者見守りネットワーク連絡協議会	森常任理事
10月20日	第31回日本慢性期医療学会	及川会長
10月19日	マーケティング研修（組織強化）	中野副会長
10月20日	介護ロボット技術の介護利用における重点分野の改定等に係る調査委員会	舟田常任理事
10月20日	日本介護支援専門員協会 都道府県支部長会議	中野副会長
10月23日	第228回給付費分科会	及川会長
10月23日	介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業 第1回委員会	酒井常任理事
10月24日	運営サポーター部会	中野副会長
10月26日	第229回給付費分科会	及川会長
10月30日	倫理委員会	酒井常任理事
10月30日	第3回介護の日本語学習支援等事業検討委員会	今村副会長
10月30日	介護サービスにおける専門職のテレワークの取扱いについて 第3回検討委員会	森常任理事
10月31日	生涯研修体系検討委員会	黒木常任理事
10月31日	介護福祉士の在り方に関する検討委員会	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
10月31日	デジタル技術・機器の活用スキルとスマート在宅ケアの実現力を備えた在宅特化型スマート介護士の育成研究開発事業 有識者委員会	酒井常任理事
11月1日	介護情報の安全管理に関する調査研究事業検討委員会	柏本副会長
11月6日	組織強化委員会	中野副会長
11月6日	第230回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
11月6日	第108回社会保障審議会介護保険部会	今村副会長
11月9日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長

日程	動き	担当役員
11月10日	第8回常任理事会	業務執行役員
11月11日・12日	日本介護福祉士会 第30回全国大会・第21回日本介護学会inいばらき	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
11月13日	医ケア・医行為外行為に係る検討部会	中野副会長
11月16日	第231回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
11月20日	(認定)養成研修実施都道府県事務局意見交換会	柏本副会長
11月20日	老健事業プログラム検証部会	酒井常任理事、舟田常任理事
11月20日	デジタル勉強会	酒井常任理事、舟田常任理事
11月20日	全国老人保健施設協会 会長招宴	及川会長
11月21日	デジタル勉強会	酒井常任理事、舟田常任理事
11月21日	第34回全国介護老人保健施設大会宮城	及川会長
11月22日	第34回全国介護老人保健施設大会宮城シンポジウム	今村副会長
11月22日	福利厚生センター 理事会	及川会長
11月24日	外国人介護人材の就労実態に関する調査研究検討会	今村副会長
11月27日	第232回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
11月27日	介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究事業 第2回検討委員会	中野副会長
11月28日	倫理委員会	酒井常任理事
11月28日	外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
11月28日	全国老人福祉施設協議会 第93回理事会	及川会長
11月28日	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における介護過程教育のあり方に関する調査研究事業 第2回検討委員会	柏本副会長
11月30日	第233回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
12月3日	通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業検討会議	柏本副会長
12月4日	運営サポーター部会	中野副会長
12月4日	第234回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
12月4日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
12月5日	チーム医療推進協議会 会長懇談会	及川会長
12月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
12月7日	第109回社会保障審議会介護保険部会	及川会長
12月7日	外国人介護人材第2回制度運営部会	今村副会長
12月8日	組織強化委員会	中野副会長
12月8日	介護の仕事魅力発信等事業 事業間連携等会議	吉岡常任理事
12月11日	第9回常任理事会	業務執行役員
12月11日	第235回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長

日程	動き	担当役員
12月11日	適切な介護教員講習会の実施に向けた環境整備に関する調査研究事業 第2回検討委員会	吉岡常任理事
12月15日	第3回会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、 柏本副会長
12月15日	災害福祉支援ネットワーク中央センター運営協議会	舟田常任理事
12月17日	日本地域包括ケア学会第5回大会	及川会長
12月18日	第236回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
12月18日	全国老人福祉施設協議会 総会	及川会長
12月19日	事務局会議	黒木常任理事
12月19日	介護保険施設における社会福祉士の活用状況研究事業委員会	柏本副会長
12月20日	第9回防災推進国民会議	及川会長
12月22日	第2回在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
12月22日	第110回社会保障審議会介護保険部会	及川会長
12月23日	介護福祉学会共催公開ゼミ	柏本副会長
12月25日	デジタル技術・機器の活用スキルとスマート在宅ケアの実現力を備えた在宅特化型スマート介護士の育成研究開発事業 有識者委員会	酒井常任理事
12月26日	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業 第3回委員会	酒井常任理事
1月12日	福祉関係団体連絡会議	中野副会長
1月13日	タウンミーティング島根	及川会長
1月15日	第238回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
1月17日	第111回介護保険部会	及川会長
1月17日	介護情報の安全管理に関する調査研究事業委員会	柏本副会長
1月17日	医療介護総合確保促進会議	今村副会長
1月19日	介護ロボットの効果的な導入支援に関する調査研究事業検討会	舟田常任理事
1月21日	第11回認知症医療介護推進フォーラム	及川会長
1月22日	第239回社会保障審議会介護給付費分科会	及川会長
1月22日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
1月22日	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における介護過程教育のあり方に関する調査研究事業 第3回検討委員会	柏本副会長
1月23日	介護福祉士養成校と実習施設が連携した実習のあり方に関する調査研究事業 第3回検討委員会	中野副会長
1月26日	学術推進委員会	柏本副会長
1月26日	日本介護支援専門員協会 第3回理事会	中野副会長
1月29日	運営サポーター部会	中野副会長
1月29日	介護のしごと魅力発信等事業委員会	吉岡常任理事
1月30日	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査研究事業 第4回委員会	酒井常任理事
1月31日	適切な介護教員講習会の実施に向けた環境整備に関する調査研究事業 検討委員会	吉岡常任理事

日程	動き	担当役員
2月1日	通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業検討会議	柏本副会長
2月2日	第14回オールジャパンケアコンテスト	及川会長
2月5日	倫理委員会	酒井常任理事
2月5日	組織強化委員会	中野副会長
2月5日	介護情報利活用ワーキンググループ	柏本副会長
2月5日	介護施設等における生産性向上に関する委員会の実態調査研究事業 第3回検討委員会	舟田常任理事
2月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
2月9日	第2回デジタル・テクノロジー基本研修検証部会	酒井常任理事、舟田常任理事
2月9日	日本介護支援専門員協会 第2回都道府県支部長会議	中野副会長
2月9日	外国人介護福祉士の活動実態に関する調査研究事業検討委員会	今村副会長
2月14日	日本介護福祉学会セミナー	及川会長
2月14日	第11回常任理事会	業務執行役員
2月15日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
2月19日	デジタル技術・機器の活用スキルとスマート在宅ケアの実現力を備えた在宅特化型スマート介護士の育成研究開発事業 有識者委員会	酒井常任理事
2月19日	介護の仕事魅力発信等事業 事業間連携等会議	吉岡常任理事
2月19日	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における 介護過程教育のあり方に関する調査研究事業 第4回検討委員会	柏本副会長
2月27日	生涯研修体系検討委員会	黒木常任理事
2月29日	組織強化委員会イベント	中野副会長
3月1日	介護ロボット等による生産性向上実証委員会	舟田常任理事
3月4日	通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業検討会議	柏本副会長
3月4日	国際医療・福祉専門家受入れ支援懇談会	森常任理事
3月5日	倫理委員会	酒井常任理事
3月5日	介護のしごと魅力発信等事業委員会	吉岡常任理事
3月6日	正副会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
3月7日	第3回在留資格「介護」の実態把握等に関する調査研究事業	今村副会長
3月7日	介護福祉士のキャリアアップにおける職場環境等の影響に関する調査 研究事業 第5回委員会	酒井常任理事
3月8日	日本介護支援専門員協会 理事会	中野副会長
3月11日	第12回常任理事会	業務執行役員
3月12日	老健事業 第3回検討委員会	及川会長、酒井常任理事、舟田常任理事
3月12日	福利厚生センター理事会	及川会長
3月12日	第2回中央福祉人材センター運営委員会	今村副会長
3月12日	根拠に基づく介護実践を推進するための介護福祉士養成課程における 介護過程教育のあり方に関する調査研究事業 第5回検討委員会	柏本副会長

日程	動き	担当役員
3月13日	外国人介護人材の就労実態に関する調査研究第3回検討会	今村副会長
3月14日	定例理事会	業務執行役員
3月14日	介護情報の安全管理に関する調査研究事業調査検討委員会	柏本副会長
3月15日	第4回会長会議	及川会長、今村副会長、中野副会長、柏本副会長
3月16日	認定介護福祉士研修認証部会	柏本副会長
3月16日	認定介護福祉士認定部会	柏本副会長
3月16日	日本社会福祉士会 設立30周年記念式典	及川会長
3月18日	第240回社会保障審議会介護給付費分科会（及川会長）	及川会長
3月18日	日本介護福祉学会セミナー	及川会長
3月18日	第2回認知症バリアフリーWG	吉岡常任理事
3月19日	認定介護福祉士研修認証部会	柏本副会長
3月19日	全国老人福祉施設協議会 第51回総会	及川会長
3月21日	事務局会議	
3月21日	外国人介護人材検討会	今村副会長
3月22日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会	今村副会長
3月22日	全国社会福祉協議会 評議員会	及川会長
3月26日	長寿社会開発センター第3回評議員会	及川会長
3月26日	日本認知症官民協議会総会	吉岡常任理事
3月28日	認定機構運営委員会	柏本副会長
3月28日	第112回社会保障審議会介護保険部会	及川会長
3月28日	第1回認知症施策推進関係者会議	柏本副会長

(参考)

令和5年度全国都道府県介護福祉士会における研修等実施状況

	介護福祉士基本研修 (修了者数)	ファーストステップ研修 (修了(見込)者数)	認定介護福祉士養成研修 (実施科目数)	介護過程の展開力を培う研修 (修了者数)	介護福祉士実習指導者講習会 (修了者数)	サービス提供者研修 (修了(見込)者数)	災害ボランティア基本研修 (修了者数)	倫理に関する研修 (修了者数)	地域共生社会における介護福祉士の役割に関する研修 (障害者支援のための研修) (修了者数)	日本介護福祉士会が厚生労働省の補助金等で構築したチームリーダー研修 (修了者数)	介護福祉士国家試験対策全国一斉模範試験 (開催有無)	介護の日の取組み (取組有無)
北海道	17	5	12		82		6				○	
青森	9	12			63			53			○	○
岩手	5	1			40		28				○	○
宮城		1			59	9		5				○
秋田		1			28			39			○	○
山形	3	14			29							○
福島	10	9	22		41		30	37			○	
茨城	24	3			23						○	
栃木	5				40	○			6			
群馬	8	4			48		82			6	○	○
埼玉	17	6			20	7					○	○
千葉	7	8			18	33	17	46			○	○
東京	15	9			27				52		○	○
神奈川	9	4			15	3					○	○
新潟	6	7	1		89			42			○	
富山	38	○			62		50	37			○	○
石川	21				51			28	14		○	○
福井	5	6			33	7		111			○	○
山梨	37	6			20	36	8				○	○
長野	30	○	9		81	43		48			○	○
岐阜	23	10		15	38		10	13	14	27	○	
静岡	35	7	6	30	64	30	50		42		○	○
愛知	11	14	3	33	56	28	19	17	8		○	○
三重	17	6			36	6					○	○
滋賀	9	15			16						○	○
京都	8	9	19		41	32					○	○
大阪	10	9			58	17	10	10			○	
兵庫	14	3		11	49	9	11	8	8		○	○
奈良				14	7							
和歌山					16						○	
鳥取	9	6		16	35						○	○
島根				10	35		25				○	○
岡山	8	5			54		18	14				○
広島	20			20	105			30			○	○
山口	8	6			17						○	○
徳島	3				14						○	○
香川		3	1		42		6					○
愛媛	9				26		○				○	
高知					26			156	20			○
福岡	8		1		90	17	16	13		31	○	○
佐賀					14			11			○	
長崎					28	8					○	○
熊本	18	7			26	10	20	106	80		○	○
大分	10	3			66						○	○
宮崎	3				68	11		29			○	○
鹿児島	7	5		8	50	5		6				○
沖縄	13	10	5		118	22						○
修了者	509	214超	79	157	2064	333超	406超	859	244	64		
開催数	38	34	10	9	47	20	18	22	9	3	38	36

報告事項 2

令和6年度事業計画に関する件

令和6年度の介護報酬・障害福祉サービス等報酬・診療報酬の同時改定の内容は、プラス改定ではありましたが、厳しいものでした。

少子高齢化の進展は、介護ニーズの増大とともに、介護人材不足が更に深刻化していますが、私たちは、介護現場における介護サービスの質を維持・向上し続ける必要があります。そのためにも、介護現場において介護サービスの質を担保していくことができる介護福祉士として成長し合う職能団体として、全国の都道府県介護福祉士会と連携をしながら、今後の我が国を支える介護サービスの在り方から検討を進めることとします。

また、介護福祉士の職能団体として、より一層発信力を高めていくためにも、多くの仲間の声に耳を傾けながら、会員を増やし、声を大きくする取組を進めて参ります。

第1 事業計画における整理方針

介護福祉の専門性をもって、国民の福祉の向上に寄与することを目指し、主に以下の3つの視点から、事業を実施します。

1 中核人材の育成の推進

人材不足が深刻化するなか、より質の高い介護サービスの提供するためには、介護過程に向き合うことができる介護福祉士だけでなく、介護職チームを適切にリードできる中核人材が欠かせません。

そのため、介護福祉士ファーストステップ研修や認定介護福祉士養成研修の開催を推進します。

さらに、生産性向上を牽引する中核人材の育成の在り方について、令和5年度の調査研究事業の実施状況等を踏まえ、更なる検討を進めるとともに、具体的な人材育成を推進することとします。

他方で、介護福祉士の役割・責任等を踏まえ、国籍を問わず、介護福祉士資格の取得を支援する取組を進めてまいります。

2 今後の我が国を支える介護サービスの在り方検討

今後、ますます高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなかで、国民が安心して生活を継続できる環境を整えるためには、介護サービスの在り方を私たちが主体的に考える必要があります。そこで、介護現場のサービス提供の状況を把握しながら、介護人材不足対策のほか、サービス提供の在り方、制度そのものの在り方など、幅広く検討を進めることとします。

またその際、医療的ケアや非医行為への向き合い方、医療施設における介護福祉士の在り方についても検討を進め、必要な対応を進めていくこととします。

3 都道府県介護福祉士会と連携した組織基盤の強化・会員確保

介護福祉士の職能団体として、より一層発信力を高めていくためには、全国の都道府県介護福祉士会との連携を強化するとともに、会員を増やし、声を大きくしていくことが望まれます。

そのため、各都道府県介護福祉士会の会員を含む介護関係者だけでなく、各都道府県介護福祉士会の役職員、日ごろお世話になっている行政機関や事業者団体、各施設・事業所、養成施設等との意見交換をするなどの取組を進めてまいります。

第2 定款第4条の規定に基づき実施する事業

- (1) 介護福祉士の職業倫理ならびに専門的知識及び技術の向上に関する事業（定款4①）
- (2) 介護福祉に関する調査研究に関する事業（定款4②）
- (3) 介護福祉士教育機関その他関係団体との連携及び協力に関する事業（定款4③）
- (4) 介護福祉の普及啓発に関する事業（定款4④）
- (5) 介護福祉士の相互福祉に関する事業（定款4⑤）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業（定款4⑥）

1 各種研修会の開催

(1) 日本介護福祉士会会員等が広く参加する研修

① 全国大会・日本介護学会の開催

日本介護福祉士会と島根県介護福祉士会との連携のもと、介護福祉士等の研究意欲を高めるとともに、介護福祉の実践場面での知識・技術の向上を図るため、時宜に適ったテーマに沿って実施します。また、全国の介護福祉士会に対し連携・協力を呼びかけて参ります。

(概要) テーマ；つながる歴史で介護の価値を高める

～ 生産性向上時代に求められる介護福祉士像 ～

主催/共催；日本介護福祉士会/日本介護学会/島根県介護福祉士会

会 場；島根県立産業交流会館くにびきメッセ

日 程；令和6年11月15日（金）・16日（土）

(2) 総合的なキャリアパスを目的とする研修

① 生涯研修体系の軸となる研修の推進

日本介護福祉士会が推進する生涯研修体系の意味を共有しつつ、全国の介護福祉士会に対し、モデル的な開催要綱案を提供するほか、介護報酬の処遇改善加算に紐づけられた

介護福祉士ファーストステップ研修の周知拡散チラシを開発・共有するなど、全国で当該取組を推進するための支援を行います。

特に、生涯研修体系の軸となる研修のうち、介護福祉士基本研修及び介護福祉士ファーストステップ研修の全国実施の実現を目指します。

② 認定介護福祉士の仕組みの推進

評価される認定介護福祉士を輩出することの重要性から、認定介護福祉士養成研修の科目認証や認定介護福祉士の認定について適切に対応してまいります。

また、生涯研修体系の軸となる研修のひとつである認定介護福祉士養成研修について、より多くの介護福祉士の皆さまに受講いただける取組等を推進します。

③ 生涯研修体系に位置づく研修の講師養成研修の実施

全国の介護福祉士会で生涯研修体系に位置づく研修会を推進いただけるよう、介護福祉士基本研修、介護福祉士ファーストステップ研修及びサービス提供責任者研修の講師を養成するための養成研修を実施します。

④ その他

その他、介護福祉士に期待されているリーダー的役割を担える人材を全国で育成できる環境を整備するため、生産性向上をリードする介護福祉士を育成する研修プログラムの開発・実施のほか、生涯研修体系の在り方等についての検討を進めます。

(3) 職能的研修

① 倫理に関する研修

日本介護福祉士会が倫理綱領を制定してから約 30 年経過したこと等を踏まえ、本倫理綱領の解説を公表するとともに、これを周知する取組を進めます。

他方で、介護福祉士の倫理に係る学びを担保する重要性を踏まえ、全国の介護福祉士会における倫理に関する研修を推進する方策等について検討を進めます。

② 介護福祉士の職能を高める各種研修

介護福祉の専門職能を活かすために必要とされる研修として、介護実習指導者講習会やサービス提供責任者研修、介護職種の技能実習指導員講習、災害ボランティア基本研修等について、全国の介護福祉士会に対し、モデル的な開催要綱案を提供するなど、全国で当該取組を推進するための支援を行います。

③ 介護福祉士に求められる役割を担保するための研修

介護分野の生産性向上やBCPなどにおける新たな介護福祉士の役割や養成課程の教育

カリキュラムを介護福祉士有資格者に周知していくことの重要性に鑑み、当該内容を含む研修を全国の介護福祉士会で実施していただけるよう、具体的な研修プログラムを全国の介護福祉士会に提供するなどの取組を推進します。

また、認定介護福祉士の資質の維持・向上を図るための認定介護福祉士更新研修を実施します。

2 学術研究活動

(1) 日本介護学会の開催

介護福祉士等の研究意欲を高めるため、日本介護福祉士会全国大会と同時期に、日本介護学会を開催します。

他方で、日本介護学会の在り方の見直しの取組を進めます。

(2) 専門誌「介護福祉士」の発行

会員の学術研究活動を推進するとともに、実践・研究業績を広く周知することを目的として、介護現場におけるケアの質の向上を目指した専門誌「介護福祉士」を発行します。

(3) 調査研究事業

① 就労実態調査の実施

次期報酬改定を視野に入れつつ、会員を対象とした就労実態調査の在り方等について検討を進めます。

② その他の調査研究事業

制度政策的な提案等に結びつける取組を推進するため、会員の皆さまに運営サポーターとして登録いただいたうえで、定期的にアンケート調査を行います。

また、必要に応じ、主体的に調査研究に取り組む等の対応を進めてまいります。

なお、実施した調査等の結果については、ホームページ等で広く周知・公開します。

(4) その他の学術推進の取組

介護現場の学術活動の推進を図るため、日本介護福祉学会と連携した企画の開催、介護福祉士の専門性に係る書籍を活用した取組などを進めます。

3 介護福祉の普及啓発に関する事業

(1) 介護の魅力発信等の取組

介護福祉の専門職能団体として、介護の魅力や価値の理解を促すこと等を目的とした取組

を推進します。

(2) タウンミーティング

日本介護福祉士会の各種取組について周知するとともに、介護現場の皆さまから、介護福祉の在り方等に係るご意見を伺い、意見交換を行うこと等を目的として、各地でタウンミーティングを開催します。

(3) 「介護の日」等に関する事業の実施

「介護の日（11月11日）」の普及啓発を図り、地域における支え合いの重要性等の理解と認識を広めるための取組を行います。

その際、全国社会福祉協議会がとりまとめている「老人の日・老人週間」や「障害者週間」等の取組と合わせ、全国の介護福祉士会と連携し、全国的な取組として推進します。

(4) 機関紙（ニュース）

会員だけでなく、各団体や国民に対し、介護福祉士会の活動や介護福祉を取り巻く環境等について情報を発信するため、機関紙（ニュース）を活用した情報発信を推進します。

(5) 介護福祉士資格の取得を目指す方の支援

介護福祉士会独自の全国統一模擬試験の実施や国家試験受験対策講座の開講など、介護福祉士資格の取得を目指す方の支援を実施し、介護福祉の普及啓発を行います。

4 その他の事業

(1) 介護人材の掘起し・育成事業

介護サービスの地域住民や小中学校や高等学校、大学における新たな介護人材の発掘のほか、潜在介護福祉士の掘り起こし、介護職員の定着促進等の取組を、関係団体等と連携して推進します。

(2) 外国人介護人材を対象とした取組

介護職種に係る在留資格が複数導入され、わが国における外国人介護人材の受入れが進んでおり、介護現場における受入支援や人材育成の在り方、介護福祉士資格取得支援等についての取組を進めます。

(3) 発災時の災害救援事業

今般の令和6年能登半島地震での災害救援活動の振返りを行うとともに、災害が発生した際の必要に応じたボランティア派遣の在り方や、災害救援に関わる体制整備の在り方等の検討、全国の介護福祉士会と連携した発災時の対応等についての学習会の実施などの取組

を進めます。

(4) 助成金事業

全国的に広く展開することが望まれる取組をモデル的に行う事業や、全国的に展開する必要性を確認するための試行的な取組について、助成金を付与する事業を実施します。

(5) 創設 30 周年記念事業

創立 30 周年を迎える節目の年となることを踏まえ、式典の開催、特設サイトの設置など、この間の日本介護福祉士会の歩みを振り返るとともに、今後の取組を展望する事業を行います。

(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

その他、本会の目的を達成するために必要な事業を推進します。

5 各種事業・取組の推進体制

(1) 関係会議

理事会・総会で決定された事業等を適切に進めるため、適宜の業務執行役員会のほか、全国の介護福祉士会を代表する皆さまに参集いただく会長会議等を開催します。

- ・ 定時総会
- ・ 定例理事会・臨時理事会
- ・ 常任理事会
- ・ 正副会長会議
- ・ 全国都道府県介護福祉士会会長会議 など

(2) 各種事業を進めるための委員会・検討部会

役員のほか、全国の介護福祉士会と連携し選出した人材、有識者等により組織される各種委員会・検討部会において各種事業を推進します。

以上

(参考) 令和6年度全国都道府県介護福祉士会における研修実施予定(4月調査結果)

	介護福祉士基本研修	介護福祉士ファーストステップ研修	認定介護福祉士養成研修	介護過程の展開力を培う研修	介護福祉士実習指導者講習会	サービス提供責任者研修	災害ボランティア基本研修	倫理に関する研修
北海道	○	○	○		○		○	
青森県	○	○	○		○			○
岩手県	○	○			○		○	
宮城県					○	○		○
秋田県	○	○			○			
山形県	○	○	検討中	検討中	○			
福島県	○	○	○		○		○	○
茨城県	○	○		検討中	○	検討中	検討中	検討中
栃木県	○	○			○	○		○
群馬県	○	○			○		○	
埼玉県	○	○			○	○		
千葉県	○	○			○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○		○	
神奈川	○	○	検討中	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	未定	○			未定
富山県	○	○			○		○	○
石川県	○				○		○	○
福井県	○	○			○	○	○	○
山梨県	○	○		○	○	○	○	○
長野県	○	○	○		○	○	検討中	○
岐阜県	○	○	検討中	○	○		○	○
静岡県	○	○	○		○	○	○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○			○	○	(○)	
滋賀県	○	検討中			○			
京都府	○	○	○	未定	○	○	未定	未定
大阪府	○	○			○	○	○	○
兵庫県	○	○		○	○	○	○	○
奈良県				○	○			○
和歌山					○			
鳥取県	○	○			○			
島根県	○			○	○		○	○
岡山県	○	○	検討中		○		○	○
広島県	○	○		検討中	○		○	○
山口県	○	○						
徳島県	○	準備期間			○			
香川県		○	○		○	(○)	(○)	
愛媛県	○	○			○		○	不明
高知県	○	未定			○			○
福岡県	○	○	○		○	○	○	○
佐賀県		○		○	○		○	○
長崎県	○			○	○	○	○	○
熊本県	○	○	検討中	未定	○	○	未定	○
大分県	○	○			○		検討中	検討中
宮崎県	○	○	検討中	○	○	○		○
鹿児島	○	○		○	○	○		○
沖縄県	○	○	○		○	○	○	

	地域共生社会における介護福祉士の役割に関する研修(障害者支援のための研修)	日本介護福祉士会が厚生労働省の補助金等で構築したチームリーダー養成研修	学会/事例発表会	研究手法や論文作成方法等に関する研修
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県			○	
秋田県				
山形県		検討中		
福島県				
茨城県	検討中	詳細知りたい	検討中	検討中
栃木県	○			
群馬県		○		検討中
埼玉県				
千葉県	○			
東京都	○	検討中		
神奈川	検討中		未定	未定
新潟県	未定	検討中	○	未定
富山県				
石川県	○			
福井県				
山梨県		検討中		
長野県	○	詳細知りたい	検討中	○
岐阜県	○	○	○	○
静岡県	○			
愛知県	○			
三重県	○	詳細知りたい		
滋賀県		○		
京都府	未定	未定	未定	未定
大阪府			○	○
兵庫県	○		○	○
奈良県	○	検討中		
和歌山				
鳥取県			○	
島根県	検討中		○	○
岡山県			○	○
広島県	○			
山口県			○	○
徳島県				
香川県			検討中	
愛媛県				
高知県				
福岡県		○	○	○
佐賀県				
長崎県	○	検討中	○	
熊本県	未定	○	○	
大分県			検討中	検討中
宮崎県				○
鹿児島				
沖縄県				

報告事項 3

令和6年度収支予算に関する件

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和6年度予算	令和5年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経 常 収 益			
(1) 受 取 会 費	217,412,000	214,200,000	3,212,000
① 受 取 入 会 金	6,027,000	3,000,000	3,027,000
② 受 取 年 会 費	210,085,000	210,000,000	85,000
③ 受 取 賛 助 会 費	1,300,000	1,200,000	100,000
④ 受 取 学 会 入 会 金	0	0	0
(2) 事 業 収 益	18,781,000	17,600,800	1,180,200
① 研 修 会 費 収 益	4,730,000	3,340,000	1,390,000
② 研 修 手 数 料 収 益	6,108,000	8,265,800	△ 2,157,800
③ 協 賛 金 収 益	506,000	698,000	△ 192,000
④ 購 読 料 収 益	39,000	50,000	△ 11,000
⑤ 手 数 料 収 益	3,948,000	4,950,000	△ 1,002,000
⑥ そ の 他 事 業 収 益	450,000	297,000	153,000
⑦ 受 託 料 収 益	3,000,000	0	3,000,000
(3) 受 取 補 助 金 等	258,105,000	89,395,000	168,710,000
① 受 取 公 的 助 成 金	226,245,000	89,395,000	136,850,000
② そ の 他 助 成 金	25,000,000	0	25,000,000
③ 受 取 補 助 金 等 振 替 額	6,860,000	0	6,860,000
(4) 寄 付 金 収 益	0	0	0
① 受 取 寄 付 金	0	0	0
(5) 基 本 財 産 運 用 益	3,000	3,000	0
① 受 取 利 息	3,000	3,000	0
(6) 雑 収 益	165,000	200,000	△ 35,000
① 雑 収 益	163,000	200,000	△ 37,000
② 受 取 利 息	2,000	0	2,000
経 常 収 益 計	494,466,000	321,398,800	173,067,200
経 常 費 用			
(1) 事 業 費	418,707,000	246,535,800	172,171,200
① 研 修 費	18,301,000	16,713,800	1,587,200
② 調 査 研 究 費	7,356,000	10,710,000	△ 3,354,000
③ 調 査 研 究 補 助 金	226,245,000	89,395,000	136,850,000
④ 広 報 費	69,235,000	43,995,000	25,240,000
⑤ 学 術 推 進 費	6,356,000	5,975,000	381,000
⑥ 専 門 部 会 費	1,161,000	1,760,000	△ 599,000
⑦ 助 成 事 業 費	3,947,000	1,870,000	2,077,000
⑧ そ の 他 事 業 費	6,210,000	2,600,000	3,610,000
⑨ 災 害 活 動 費	6,860,000	0	6,860,000
⑩ 人 件 費 (役 員)	2,822,000	5,743,000	△ 2,921,000
⑪ 人 件 費	49,719,000	49,682,500	36,500
⑫ 事 務 所 費	7,837,000	7,637,500	199,500
⑬ 事 務 費	5,201,000	4,654,000	547,000
⑭ 修 繕 費	65,000	325,000	△ 260,000
⑮ 減 価 償 却 費	7,392,000	5,475,000	1,917,000

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和6年度予算	令和5年度予算	増 減
(2) 管 理 費	75,607,000	74,797,000	810,000
① 人 件 費 (役 員)	4,765,000	4,428,000	337,000
② 人 件 費	35,046,000	33,817,500	1,228,500
③ 顧 問 料	3,577,000	3,350,000	227,000
④ 事 務 所 費	4,219,000	4,112,500	106,500
⑤ 事 務 費	2,800,000	2,506,000	294,000
⑥ 涉 外 費	820,000	1,060,000	△ 240,000
⑦ 租 税 公 課	328,000	300,000	28,000
⑧ 会 議 費	8,756,000	8,300,000	456,000
⑨ 減 価 償 却 費	3,655,000	2,625,000	1,030,000
⑩ 組 織 費	11,403,000	13,920,000	△ 2,517,000
⑪ 修 繕 費	35,000	175,000	△ 140,000
⑫ 保 険 料	203,000	203,000	0
経 常 費 用 計	494,314,000	321,332,800	172,981,200
当 期 経 常 増 減 額	152,000	66,000	86,000
2. 経常外増減の部			
経 常 外 収 益			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
経 常 外 費 用			
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	152,000	66,000	86,000
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	179,828,169	184,270,666	△ 4,442,497
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	179,980,169	184,336,666	△ 4,356,497
II 指定正味財産増減の部			
受 取 寄 付 金	0	0	0
受 取 補 助 金 等	25,750,000	0	25,750,000
一 般 正 味 財 産 振 替 額	△ 6,860,000	0	△ 6,860,000
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	18,890,000	0	18,890,000
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	0	4,882,831	△ 4,882,831
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	18,890,000	4,882,831	14,007,169
III 正味財産期末残高	198,870,169	189,219,497	9,650,672

収支（正味財産増減）予算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公 1	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経 常 収 益			
(1) 受 取 会 費	141,319,000	76,093,000	217,412,000
① 受 取 入 会 金	3,918,000	2,109,000	6,027,000
② 受 取 年 会 費	136,556,000	73,529,000	210,085,000
③ 受 取 賛 助 会 費	845,000	455,000	1,300,000
④ 受 取 学 会 入 会 金	0	0	0
(2) 事 業 収 益	18,781,000	0	18,781,000
① 研 修 会 費 収 益	4,730,000	0	4,730,000
② 研 修 手 数 料 収 益	6,108,000	0	6,108,000
③ 協 賛 金 収 益	506,000	0	506,000
④ 購 読 料 収 益	39,000	0	39,000
⑤ 手 数 料 収 益	3,948,000	0	3,948,000
⑥ そ の 他 事 業 収 益	450,000	0	450,000
⑦ 受 託 料 収 益	3,000,000	0	3,000,000
(3) 受 取 補 助 金 等	258,105,000	0	258,105,000
① 受 取 公 的 助 成 金	226,245,000	0	226,245,000
② そ の 他 助 成 金	25,000,000	0	25,000,000
③ 受 取 補 助 金 等 振 替 額	6,860,000	0	6,860,000
(4) 寄 付 金 収 益	0	0	0
① 受 取 寄 付 金	0	0	0
(5) 基 本 財 産 運 用 益	3,000	0	3,000
① 受 取 利 息	3,000	0	3,000
(6) 雑 収 益	165,000	0	165,000
① 雑 収 益	163,000	0	163,000
② 受 取 利 息	2,000	0	2,000
経 常 収 益 計	418,373,000	76,093,000	494,466,000
経 常 費 用			
(1) 事 業 費	418,707,000	0	418,707,000
① 研 修 費	18,301,000	0	18,301,000
② 調 査 研 究 費	7,356,000	0	7,356,000
③ 調 査 研 究 補 助 金	226,245,000	0	226,245,000
③ 広 報 費	69,235,000	0	69,235,000
④ 学 術 推 進 費	6,356,000	0	6,356,000
⑤ 専 門 部 会 費	1,161,000	0	1,161,000
⑥ 助 成 事 業 費	3,947,000	0	3,947,000
⑦ そ の 他 事 業 費	6,210,000	0	6,210,000
⑧ 災 害 活 動 費	6,860,000	0	6,860,000
⑨ 人 件 費（ 役 員 ）	2,822,000	0	2,822,000
⑩ 人 件 費	49,719,000	0	49,719,000
⑪ 事 務 所 費	7,837,000	0	7,837,000
⑫ 事 務 費	5,201,000	0	5,201,000
⑬ 修 繕 費	65,000	0	65,000
⑭ 減 価 償 却 費	7,392,000	0	7,392,000

収支（正味財産増減）予算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公 1	法人会計	合 計
(2) 管 理 費	0	75,607,000	75,607,000
① 人 件 費（役員）	0	4,765,000	4,765,000
② 人 件 費	0	35,046,000	35,046,000
③ 顧 問 料	0	3,577,000	3,577,000
④ 事 務 所 費	0	4,219,000	4,219,000
⑤ 事 務 費	0	2,800,000	2,800,000
⑥ 涉 外 費	0	820,000	820,000
⑦ 租 税 公 課	0	328,000	328,000
⑧ 会 議 費	0	8,756,000	8,756,000
⑨ 減 価 償 却 費	0	3,655,000	3,655,000
⑩ 組 織 費	0	11,403,000	11,403,000
⑪ 修 繕 費	0	35,000	35,000
⑫ 保 険 料	0	203,000	203,000
経 常 費 用 計	418,707,000	75,607,000	494,314,000
当 期 経 常 増 減 額	△ 334,000	486,000	152,000
2. 経常外増減の部			
経 常 外 収 益			
(1) 経 常 外 収 益	0	0	0
経 常 外 費 用			
(2) 経 常 外 費 用	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 334,000	486,000	152,000
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高			179,828,169
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高			179,980,169
II 指定正味財産増減の部			
受 取 寄 付 金	0	0	0
受 取 補 助 金 等	25,750,000	0	25,750,000
一 般 正 味 財 産 振 替 額	△ 6,860,000	0	△ 6,860,000
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	18,890,000	0	18,890,000
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高			0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高			18,890,000
III 正味財産期末残高			198,870,169

報告事項 4

令和6年能登半島地震に伴う避難所支援に関する件

令和6年能登半島地震への対応

1 経過

- 1月1日 地震発生を受け、地元石川県介護福祉士会と連携開始
- 1月2日 緊急役員会 今後の対応を検討
- 1月8日 石川県より正式な支援要請を受託
- 1月9日 日本介護福祉士会事務局災害担当 現地入り
- 1月10日 石川県介護福祉士会有志により1.5次避難所における支援開始
- 1月13日 近隣の都道府県介護福祉士会による支援開始
- 1月14日 支援規模の拡大により全国の都道府県介護福祉士会に支援者派遣を要請
- 1月15日 要望書を提出「介護福祉士国家試験の能登半島地震被災受験者への対応について（要望）」
- 1月17日 日本介護福祉士会事務局追加スタッフ 現地入り
- 1月18日 厚生労働省より正式な支援要請を受託
- 1月18日 災害支援活動費を募集開始
- 1月19日 広く全国にボランティア募集を呼びかけ
- 1月22日 及川会長動画メッセージをHPに掲載
- 1月23日 石川県会支援金ページを募集開始
- 1月30日 及川会長避難所視察・県庁往訪・支援入り
- 2月1日 及川会長厚生労働省往訪・意見交換（撤退調整及び避難所環境改善要請）
- 2月7日 厚労省・石川県・日本介護福祉士会による打合せ（避難所環境改善）
- 2月9日 及川会長厚生労働省往訪・意見交換（撤退調整及び避難所環境改善要請）
- 2月14日 厚労省・石川県・日本介護福祉士会等による打合せ（避難所支援体制）
厚労省に再確認のうえ決定（日本介護福祉士会の支援は2月末まで。ただし、夜勤支援は3月3日夜まで）
- 2月21日 避難所の業務執行役員が交代で常駐開始
- 2月28日 避難所における体制引継ぎ打合せ
- 2月29日 日勤帯支援終了
- 3月4日 夜勤帯も含め、日本介護福祉士会としての1.5次避難所支援は終了

（派遣人数）

石川県内の会員等＝222名
石川県外の会員等＝728名 計 950名

2 今般の支援に係る費用弁償

支援ボランティアが負担した費用（旅費交通費等）及び当該支援ボランティアの派遣に係るコーディネート業務に要した費用については、日本介護福祉士会側で一旦、立て替え、今後、石川県側で用意する枠組みを踏まえ求償対応中

3 被災された会員の会費免除

当会会費免除規程に基づき、発災時点で石川県七尾市以北に現住所のある方を対象として、会費を免除することとし対応中

4 寄付金等の対応

(1) 特定寄付金（災害救援活動費）

374,100円（19件）

日本介護福祉士の災害救援活動費として活用させていただきます。

（ご寄付いただいた方（掲載承諾いただいた方み、順不同））

- ・ 株式会社山徳様
- ・ 一般社団法人秋田県介護福祉士会様
- ・ 一般社団法人岩手県介護福祉士会様
- ・ 政治と介護を紡ぐ会様
- ・ 高柳知弘様
- ・ 医療法人社団仁志会、長寿メディカル株式会社様
- ・ 一般社団法人宮崎県介護福祉士会様
- ・ 一般社団法人長崎県介護福祉士会様

(2) 石川県介護福祉士の活動支援金

1,256,445円（21件）

石川県介護福祉士会に全額を振り込ませていただきました。

（ご寄付いただいた方（掲載承諾いただいた方のみ、順不同））

- ・ 一般社団法人島根県介護福祉士会様
- ・ 宮崎則男様
- ・ 高橋仁美様、鈴木君江様
- ・ 一般社団法人岩手県介護福祉士会様
- ・ 上田史夫様
- ・ 一般社団法人千葉県介護福祉士会会員
- ・ 岩崎則子様
- ・ 一般社団法人山形県介護福祉士会様
- ・ 一般社団法人宮崎県介護福祉士会様
- ・ 一般社団法人兵庫県介護福祉士会様

(3) 義援金

402,301円（25件）

中央共同募金会に全額を振り込ませていただきました。

以上

報告事項 5

「介護福祉士としての宣言」に関する件

「介護福祉士としての宣言」に関する件

日本介護福祉士会は創設 30 周年を迎えました。

この 30 年の節目に、改めて介護福祉士という資格にはどのような価値があるのか、介護福祉士という資格を有する者が、何を大事にしてこの仕事に向き合うのかを、国民に向け宣言することと致しました。

すべての介護福祉士と介護福祉士会が、自覚と責任を持ち、この宣言を胸に刻み、これからの自らの進む道筋とすることを目指しています。

本宣言内容は、全国の都道府県介護福祉士会と連携し、更に調整を進めさせていただき、8月24日に開催予定の30周年記念式典において公表したいと考えておりますことをご報告させていただきます。

=====

(宣言)

私たち介護福祉士の使命は、国民の尊厳ある生活・暮らしに責任を持つことです。

私たちは、介護福祉士として、介護を必要とするすべての国民一人ひとりに真摯に向き合うことを誓います。

介護福祉士は、すべての国民のQOLに深く関わり、その人らしい生活の実現を目指す専門職です。

私たちは、ご本人を取り巻く、家族、友人、知人など含め、地域を意識した生活支援の在り方を模索し続け、すべての国民の尊厳ある生活・暮らしの実現を、責任を持って果たしていきます。

私たちは、ご本人の生活における様々な課題解決に真摯に向き合います。そして、さらに進展する少子高齢社会の中で起こる問題や課題について、社会に対し意見を述べます。

私たちは、介護福祉士という資格にはどのような価値があるのか、介護福祉士という資格を有する者が、何を大事にしてこの仕事に向き合うのか、国民に向け宣言します。

私たちの介護実践は、介護福祉士という資格の価値を向上させ、社会的評価を得ていきます。

(目指すこと)

私たちは、日本介護福祉士会の倫理綱領を遵守し、

- 1 質の高い介護を提供するべく、介護職チームにおける中核的役割を果たします
 - 2 すべての介護福祉の現場において、虐待・身体拘束等の防止・廃止を実現します
 - 3 国民生活を支えていく視点から、未来を見据え、自ら考え、提案し行動していきます
- そして、私たち介護福祉士会は、これに向き合う介護福祉士を全面的に応援します

私たちの介護実践は、利用者が一番身近な立ち位置にあります。その実践は、倫理観を持った専門的な対応でなければならない。

このことを踏まえ、私たちが目指すべき姿を3つにまとめました。

- 1 介護人材不足が深刻化する中で、介護現場は多様な人材で支えられています。
介護はチームを形成し行われます。より適切な介護を提供するために、介護チームの中核的存在であるのが介護福祉士です。求められる役割は様々ありますが、デジタル・テクノロジーの活用などを含め、より効率的・効果的な介護を追求しながら、質の高い介護を提供します。

- 2 介護福祉の現場において、虐待・身体拘束の問題は、いまだにゼロではありません。
私たちは、虐待や身体拘束の問題をどのように防止し、廃止していくかを利用者の生活を守る観点から、真摯に向き合い、改善に努めます。
介護福祉士は、自覚と責任を持ち、国民とともに、虐待・身体拘束の防止・廃止を実現します。

- 3 私たちが守るのは国民の生活です。少子高齢社会の今と、その先の予想される状況の中で、如何に介護を必要とする者の生活・暮らしを守ることができるのか、併せて、社会の変化とともに介護福祉士はどのような役割を担うのかを考えなければなりません。私たちが、国民のQOLを問い、環境を問いながら、今を理解し、未来を見据え、自ら考え提案し行動していくことが求められています。

「介護福祉士の未来は介護福祉士自身が切り拓く」とあるように、私たち介護福祉士一人ひとりが考え、責任を持って行動することが大事です。
職能団体は、そんなすべての介護福祉士の活躍を後押しする存在でなければなりません。だからこそ、介護福祉士会はそんな介護福祉士の活躍を全力で応援いたします。

以上

報告事項 6

日本介護学会の枠組みの見直しに関する件

日本介護学会の枠組みの見直しに関する件

日本介護学会は、介護福祉士会に所属することで自動的に所属することができますが、介護福祉士の資格を有していない方は、入会金1万円で所属することができる仕組みとなっています。

ただ、入会金1万円を納付すれば、その後の経費負担なく、以下に示すようなメリットが永久に得られるため、見直す必要性が唱えられていました。

- ・ 毎回の全国大会・学会の参加費が、介護福祉士会の正会員と同額となる
- ・ 毎年の研究発表が可能になる
- ・ 毎年「専門誌」が無料で送付される

そこで、日本介護福祉士会学術推進委員会が中心となり、昨年度1年をかけ、枠組みの整理を行いました。

新たな枠組みについては、1年間周知期間とし、令和7年度適用で対応を進めることとしておりますので、この旨ご報告致します。

以上

日本介護学会に係る課題の整理

【課題認識】

- ・ 入会金(1万)を支払えば、その後の経費負担なく永久ライセンスを得ることができる
- ・ 永久ライセンスを得れば、
 - － 毎年の研究発表が可能となる
 - － 毎年「専門誌」が無料で送付される
 - － 全国大会・学会が、介護福祉士会会員の参加費となる



日本介護学会の枠組みの見直し

日本介護学会の枠組みの見直しについては、前回の全国都道府県介護福祉士会会長会議及び事務局会議で説明を差し上げ意見を募集したうえで整理をさせていただきました

改めて、ここで整理させていただいた内容を確認させていただいたうえで、理事会で規程を見直すこととし、総会で報告、令和6年度は周知期間とし、令和7年度適用とする流れとさせていただきます



日本介護学会に係る課題の整理

項目	現行	見直し案
目的	介護福祉にかかわる学術的な研究を推進し、介護福祉の専門的な技術、知識の向上を図り、介護を必要とするすべての人々の尊厳ある人生を支え、豊かな福祉社会の構築に寄与するとともに、実践に根ざした介護福祉研究の支援を通して、介護福祉の学術研究の振興に努めること	(変更なし)
入会金	10,000円	2,000円
年会費	なし	3,000円
入会要件	会員2名の推薦	会員からの推薦を求めない
会員メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・学会への参加申込み ・学会での発表申込み ・専門誌への投稿申込み ・研究倫理審査会への研究倫理審査の申請 など 	(変更なし)
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に規定は見直し(理事会改廃)。令和6年度総会で報告しつつ、全国に共有。令和7年度適用とする ・ただし、現在の学会員(正会員以外)は、新会費を令和8年度適用とする 	

報告事項 7

懲戒規程の全体像に関する件

懲戒規程の全体像に関する件

倫理綱領を抱く職能団体として、倫理綱領に反する行為等が生じた場合、適切に対応できる体制を整備する必要がありますが、当該対応に係る規程が整備されていません。

そこで、昨年度1年をかけ、規程整備に向けた全体像の整理を行いました。

今後、この全体像を踏まえ、全国の都道府県介護福祉士会と連携して規程を整備して参る所存ですので、この旨ご報告致します。

以上

懲戒関係の規程の検討の進め方

令和5年度

- ・ 論点を整理し、整えるべき規程のたたき台を作成

令和6年度

- ・ 各回の会長会議で意見交換をしつつ、全体像の整理を行う

令和7年度

- ・ 5月総会で懲戒関係規程のうち、上位の規程について承認いただく
- ・ ほかの細かい規定については会長会議で確認いただいたうえで、3月理事会(内容によっては、常任理事会)での承認を得る
- ・ そのうえで、年度末までに関連するすべての規程を全国の都道府県会と共有する

懲戒規程の全体像

懲戒の事由と懲戒の種類(案)

(懲戒の事由)

正会員が次の行為を行ったとき、懲戒処分を課すこととしてはどうか

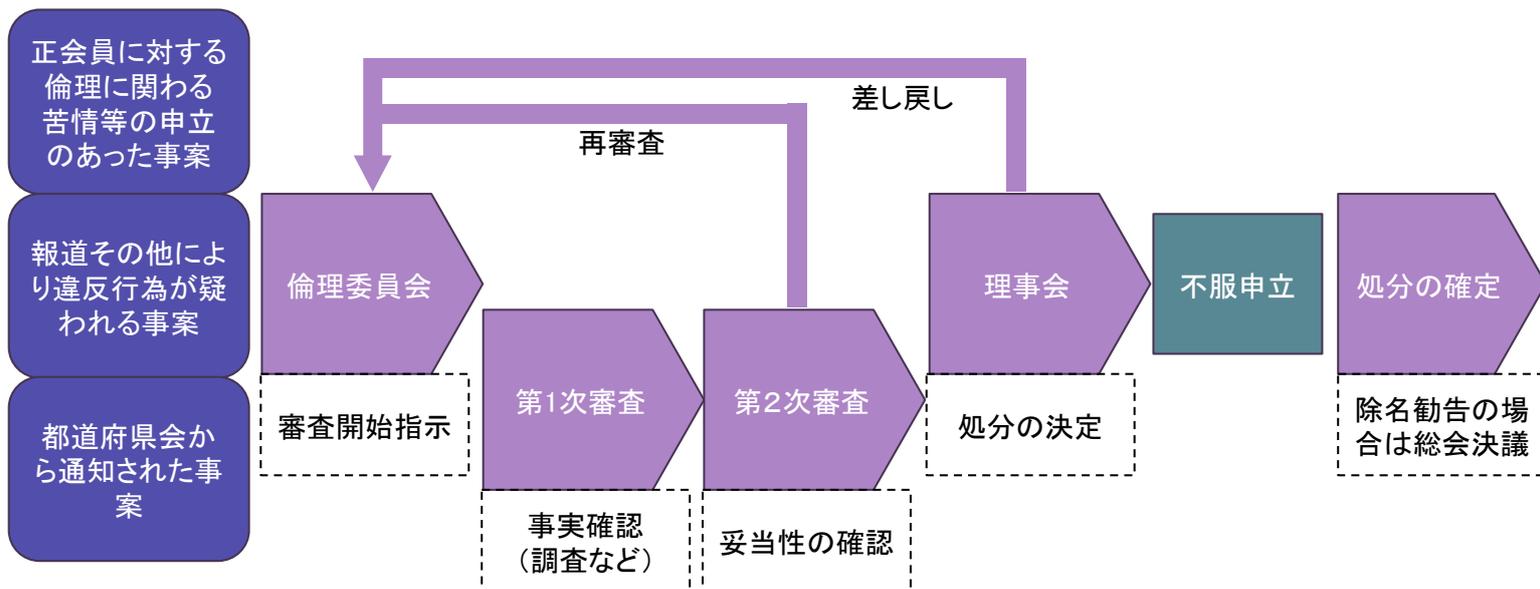
- (1) 本会倫理綱領又は倫理基準(行動規範)に違反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 本会の定款、規則等に違反する行為
- (4) 介護福祉士の品位又は信頼を損なう行為
- (5) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為
- (6) そのほか、懲戒処分を課すべき正当な事由があるとき

(懲戒の種類)

懲戒処分の種類を次の4種としてはどうか

- (1) 厳重注意
同様の問題を繰り返さないよう厳しく注意する。
- (2) 戒告
同様の問題を繰り返さないよう厳しく戒め、始末書の提出を求める。
- (3) 職務停止
前号に定める始末書の提出を求めるとともに、一定の期間、本会の講師、役員等への就任を制限等する。
- (4) 除名勧告
総会に対し、除名を勧告する。

懲戒の全体の流れ(案)



規程を整理するに当たっての留意事項

○審査の対象

- ・ 申立のほか、会が自ら報道などで疑わしい案件を発見した場合も審査の対象とすることを想定
- ・ なお、介護福祉士の欠格事由に該当する場合(禁錮以上の刑など)に該当すれば、介護福祉士ではなくなり、介護福祉士会に所属する権利を失いますし、退会は任意にいつでもすることができるため、そうすると懲戒の対象ではなくなることが想定されます

○審査の仕方

- ・ 都道府県会と日本会は、基本的に別組織であるため、それぞれの組織での審査が必要
- ・ ただし、それぞれで審査を行うのは時間的にも被申立人にとっても負担がかかるため、合同での審査を行う規定を想定
- ・ なお、規定では、そうすることを明記できない(ほかの組織の動きを制限する規定はNG)ため、「～できる」という表現で整理することを想定

○除名処分は、必ず総会決議が必要

- ・ たとえ、定款に「理事会で除名できる」と明記しても、総会決議が必要と規定されている
- ・ また、この処分は、日本会と都道府県会がそれぞれ行うことが必要となります

※ 委員会の中で、様々なケースを想定し、弁護士の先生にも相談を差し上げながら、丁寧に流れや規定の在り方を整理しているところです

※ 次年度、一定の整理をしたうえで、都道府県会の方にも入っていただいたうえで、更に規程の整理を進めて参りたいと考えております

報告事項 8

パートナー協定の締結に関する件

パートナー協定の締結状況（報告）

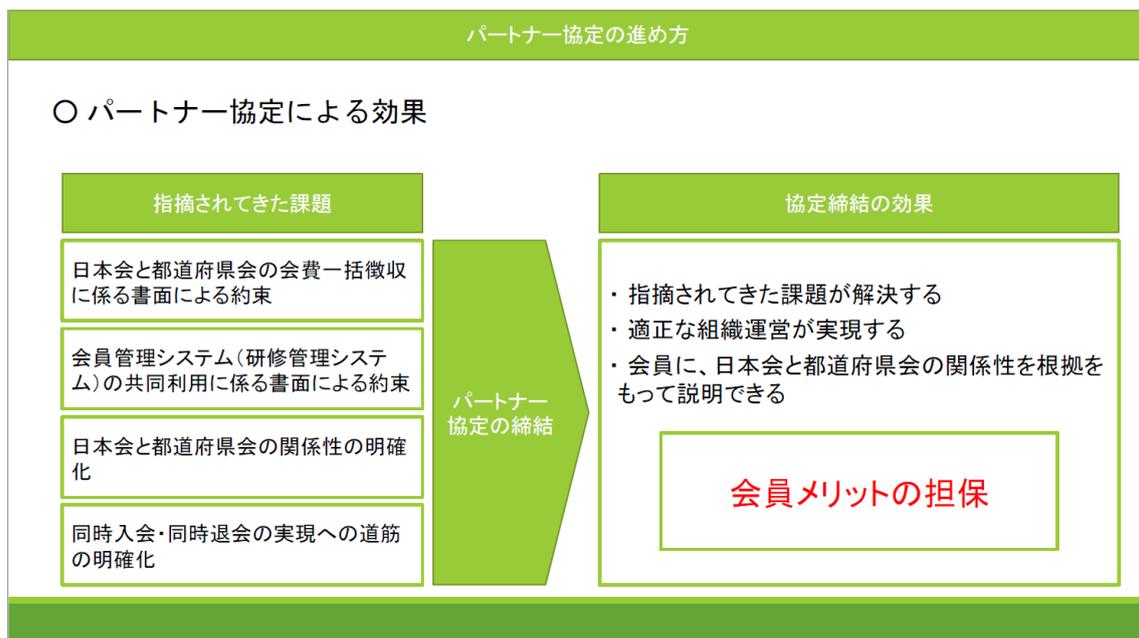
（経緯）

かつては、基本的にお互いの信頼関係の中で担保されてきた「日本介護福祉士会と都道府県介護福祉士の会費の一括徴収」や「会員管理システムの共同利用」の課題のほか、「日本介護福祉士会と都道府県介護福祉士の関係性の明確化」「日本介護福祉士会と都道府県介護福祉士の同時入会・同時退会の道筋の明確化」の必要性を踏まえ、数年かけ、パートナー協定について議論を重ねてきました。

また、協定案については、全国都道府県介護福祉士会会長会議にたたき台をお示ししたうえで、複数回の議論を経て整理し、都道府県介護福祉士会に対し、昨年中に締結できるよう準備を進めていただくようお願いを差し上げていたところです。

（結果）

昨年中に、すべての都道府県介護福祉士会と本パートナー協定を締結することができましたので、報告致します。



以上

